

平成29年第3回長与町議会定例会会議録(第3号)

招集年月日 平成29年 9月 5日
本日の会議 平成29年 9月 7日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本 圭介 君 議事課 長 富永 正彦 君
主 任 山田 傑 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 勝本 真二 君 総 務 部 長 荒木 重臣 君
企 画 財 政 部 長 久保平敏弘 君 建 設 産 業 部 長 緒方 哲 君
住 民 福 祉 部 長 森川 寛子 君 教 育 次 長 帯田 由寿 君
健 康 保 険 部 長 中山 庄治 君 水 道 局 長 濱 伸二 君
会 計 管 理 者 谷本 清 君 建 設 産 業 部 理 事 松邨 清茂 君
教 育 委 員 会 理 事 金崎 良一 君 秘 書 広 報 課 長 青田 浩二 君
総 務 課 長 山本 昭彦 君 契 約 管 財 課 長 井川 勝信 君
地 域 安 全 課 長 山口 功 君 政 策 企 画 課 長 荒木 隆 君
財 政 課 長 田中 一之 君 税 務 課 長 荒木 秀一 君
収 納 推 進 課 長 宮崎 伸之 君 土 木 管 理 課 長 日名子達也 君
産 業 振 興 課 長 中嶋 敏純 君 福 祉 課 長 細田 愛二 君
こ ども 政 策 課 長 村田ゆかり 君 住 民 環 境 課 長 栗山 浩二 君
健 康 保 険 課 長 志田 純子 君 介 護 保 険 課 長 辻田 正行 君
水 道 課 長 山口 新吾 君 下 水 道 課 長 山崎 禎三 君
教 育 総 務 課 長 宮司 裕子 君 生 涯 学 習 課 長 山口 利弘 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 和田 弘 君 情 報 管 理 室 長 堀池 英二 君

会議録署名議員

11番 喜々津 英世 議員

12番 山口 憲一郎 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時15分

○議長（内村博法議員）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開催いたします。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。なお、質問並びに答弁は会議規則第54条第1項の規定を遵守し簡明をお願いします。なお、通告外に渡っての発言は出来ないことを申し添えます。

通告順6、饗庭敦子議員の①事業の優先順位と財政の見通しについての質問を許します。

5番饗庭敦子議員。

○5番（饗庭敦子議員）

皆さん、おはようございます。9月は自殺予防週間でございます。9月10日は自殺予防デーであり、自殺に対する注意関心を喚起し、自殺防止の為の行動を促進するのが目的です。皆様も是非、身近なSOSに気づいていただき、声を掛け、話を聞くことに耳を傾けていただければと思います。

それでは質問に入ります。①事業の優先順位と財政の見通しについて。県の財政が経常収支比率97.3%となり悪化しております。貯金に当たる財源調整基金の残高が42億円減少したと報道されています。長与町の経常収支比率は、平成26年度で県が89.3%の時に95.1%です。数値が高い程、財政に余裕がないことを意味する数値は長与町でも年々高くなっております。今後の事業計画に大きく影響するのではないかと懸念しております。その中で先日、学童保育連絡協議会との住民懇談会を行いました。町への補助金の改善など要望してありますが、財政が厳しいという回答が多いとのことでした。また、新図書館建設はどうなっているのかとの住民からの問いも多く聞かれます。29年度の施政方針に限られた財源で最大の効果を生み出すよう事業の選択と集中、必要性和緊急性を見極め、予算の重点配分を図りながら財政健全化の堅持に努めます。また経費の削減だけではなく、新たな財源の確保についても検討しますと有ります。長与町の事業が幸福度日本一のまちと言われる町長の主旨に基づいて進めておられることと思います。その事も含めて、以下の質問をいたします。

1、事業の優先順位について、具体的な順番をお伺いいたします。2、新規事業の採択基準が有るのかをお伺いします。3、高田南土地区画整理事業は他の事業の優先順位にどう影響するのかお伺いします。4、3年間の振興実施計画は適切に行われているのか伺います。5、住民、団体の要望について、財政の見通しを考えたのように対応していくかお伺いします。また制度化の考えが無いのか、お伺いします。6、新たな財源が確保出来たか、お伺いします。以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さん、おはようございます。今日、最初の質問者であります饗庭議員の事業の優先

順位と財政の見通しについてという中で、1点目の事業の優先順位について具体的な順番はどうであるかというお尋ねでございます。毎年度予算に計上されますところの事務事業におきまして、長与町の基本構想、基本計画、実施計画に基づき実施をしておるところが現状でございます。基本構想を実現する為の基本的な政策が様々な審議を経て、振興実施計画に計上されている訳でございます。その策定に当たりましては、計画期間を3年と定めておりまして、毎年実施状況や予算等を勘案しまして、計画内容の定期的な見直し、部分的な修正を加えていく必要があることから、ローリング方式を採用しておるところでございます。振興実施計画に計上される事務事業につきましては、各所管におきまして本町の財政状況を踏まえ、部内、課内での優先順位による判断の元、事業構築、予算要求をしております。企画財政部門におきましては歳入総額を正確に把握し、且つ義務的経費や継続事業に係る経費を当然確保した上で財源等を調整しまして、総合的に判断した後、最終的には理事者査定を経て予算へと反映をしておるところでございます。したがって事務事業につきましては、以上のような手順を踏んで策定した実施計画に基づいて実施をされているというところでございます。

次に2点目の新規事業の採択基準は有るのかという御質問でございます。新規事業の採択基準につきましては、1点目の答弁にも有りましたように基本構想を実現する為の基本的な政策でありますところの実施計画に基づいていること。そして、中長期的観点におきまして行政サービス水準の向上または財政状況の改善に効果があると見込まれることであります。また、時代や社会情勢の変化にも対応しながら1つ1つの事業内容を吟味しまして、事業計画の熟度や財源手当の有無を踏まえ総合的に判断するものでございます。

次に3点目の高田南土地地区画整理事業は他の事業の優先順位にどう影響するのかというお尋ねでございます。御承知のように高田南土地地区画整理事業につきましては、事業開始から30年以上経過をしております。現在、事業の早期完成に向けまして効率的な工事発注方法及び財政負担軽減の為の資金調達手段につきましては、内部で検討を行っているところであります。この事業の早期完成が最優先の課題であると認識をしておりますが、実施計画におきましては総合的に判断し、他の事業に影響を及ぼさないよう極力努力をしております。しかし、早期完成を実現するに当たりましては短期間に多額の財源が必要となると、そのように見込まれるところから、今後の課題となっております新図書館整備につきましては、高田南土地地区画整理事業完了の見通しが立って以降とならざるを得ないとそのように考えております。

次に4点目の3年間の振興実施計画は適切に行われているのかというお尋ねでございます。振興実施計画につきましては今後3年間に一定の経費を要する事業を各所管から取りまとめ、事業の概要や目的、事業費等につきまして企画部門と財政部門が合同でヒアリングを実施しております。その上で事業計画の熟度や緊急性、重要性等を見極め、前年の計画との比較調整を行い、財政の見通しも踏まえた実施計画を策定しております。

社会情勢の変化や国の制度改正等による変更については、翌年度に調整、修正を行う等、ローリング方式により緻密な積算に努めておるところであります。

次に5点目の住民、団体の要望につきまして、財政の見通しを考慮どのように対応していくのか、制度化の考えはないのかというお尋ねでございます。住民や団体の皆様の要望につきましては財政が厳しいということを以て実施しないことは理由にならない、そのように考えております。様々な観点から内容を十分に吟味しながら総合的に判断し、これまで通りに適切に対応してまいりたいと考えております。

次に制度化でございますけれども、町民の意向は5年毎の町民意向調査、それに加え、ほっとミーティング、町民提案箱、その他直接寄せられることもあり、様々なチャンネルにて幅広くお聞きするよう努力をしております。また、町民提案とはいえ、先に述べました様々な観点を踏まえて事業化する必要があり、事業内容も千差万別で有ろうことから、制度化することはかえって難しいのではないかと考えております。

次に6点目の新たな財源が確保出来たのかという御質問でございます。近年の社会保障関連経費の大幅な伸びと地方交付税の抑制により、多くの自治体が厳しい財政運営を強いられている状況の中で、新たな財源の確保はこの難局を乗り切る為の課題であると認識をしております。平成29年度当初予算編成におきましては、前年度予算額の一定額を予算要求枠として設定するシーリング方式、こういったものを導入いたしまして、事業費をはじめとする経常的経費にマイナス5%を設定、これを金額に直しますとおよそ8,000万円の削減に努めてまいったところであります。今年度におきましては、滞納債権への徴収強化による税收等確保にも引き続き取り組み、また国県補助金等の積極的な活用も図ると共に、普通財産の利活用につきましても研究、検討を更に重ねていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

では、順番に再質問をさせていただきます。最初の事業の優先順位ですけれども、総合的な判断で具体的な所をお伺いしたんですけれども、具体的な所は出ていないようですので、町長が考える中で今年度の優先順位の1位から3位までを、町長が考える優先順位の1位から3位までを教えてくださいいただけます。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

優先順位と言いましょか、優先順位は多々有ろうかと思うんですね。各いろんな所管から寄せられて、これを優先にしないかというようなこともあります。そういうことの中で各所管の中で優先順位を決めて、それを事業計画という形の中で振興実施計画というふうに載せてくる訳です。その中でいろんな形での順番を決めていってるとい

となんです。だから、私がこれ、これ、これ、という1位、2位、3位というような形ではなく、そういう全てのものが重要ですので、その中で所管の中から、これを先にやったら良い、これ喫緊の課題であるというところから確実にやっていっているというようなどころでございませう。ただ、先程申しましたように、高田南土地区画整理事業につきましては、今大変お金も使ってますし、これが財源を結構やっぱり圧迫してるということもございませうし、30年かかってご迷惑を掛けてる皆さん方もいらっしゃるということもありますので、これは先にやらなくちゃいけないのではないかと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

高田南土地区画整理事業が全体的には最優先順位だと途中でも言われたかと思えますけれども、そういうことで理解をしますけれども、所管から上がってきた中で、町長ももうすぐ丸2年になろうかというところで折り返しになろうかと思えますので、やはり町長がやりたいとして上げて来た事もあろうかと思うんです。その中で、所管は所管で優先順位を決めておられると思うんです。だから、町長が思うのは何かと、高田南は1つあります。その他に何かあるのかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

議員のお尋ねの中で財源の確保はあるのかというようなことも、後程お答えをしなくちゃいけないんですけども、そういった中で何をやりたいのかというと、1つは、よく私申し上げておりますけども、子育て、それから教育、それから介護、こういったものをしていきたいと考えております。それにつきましてはいろんな形で具体的な事もあがってきておりますけども、そういったものを財政を見直しながらやっていきたいと、そのように考えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

子育て、教育とも関連してくるかと思うんですけども、やはり新図書館の計画ですよ。これが、平成27年3月に答申された新図書館基本構想では翌年に新図書館建設準備室を設置し、6年目には開館とされております。しかしながら、2年半経過してましても準備室は出来ておりませんし、その中で経過説明が無いので住民の方が、特に商業施設のイオンタウンが出来ましたので図書館はいつ出来るとやろか、会う度毎にいつ出来るとやろかと聞かれます。なので、やはり住民の不信感も募ってるのかと思うんです。その点を考えて、住民に広く説明をするとか広報でお知らせをするとか、目途

がどこで立つのか分からないですけれども、そういうことが必要ではないかと思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

確かに新図書館の整備につきましては、なかなか進捗が町民の皆さんから見えづらいというところがございます。再々申し上げておりますけれども、高田南土地区画整理事業のPFIの手法等の導入によりまして、一定の具体的な目途がつかないことにはなかなか町民の皆さんに対しても御説明が出来ない。具体的にはいつから設計に入って、いつからという、そういう形のものがなかなか今の段階でお示し出来ないというところで苦慮しているところがございます。ただ、具体的なPFIの導入による事業計画と言いますか、毎年度の事業費を含めた計画も、近々一定のものが見出せると思いますので、それが見えました暁には、何らかの形で町民の皆さんにお示ししたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

その見えるというのは、今年度中ということでは理解してよろしいでしょうか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

PFIの手法ですので行政単独で実施する訳ではなくて、民間の事業者と一緒に進めていくということもございまして、そういう民間事業者の感触等も確かめながら、今具体的な検討していると、長崎県も交えて検討しているというところがございます。作業は非常に急いでおるんですが、今の状況によりまして来年度にかかるのではないかと感じですが、一定、そこで具体的なものをお示し出来るものと考えておるところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

今年度ではなく、来年度ということであれば、答申が出た時に図書館の構想のダイジェスト版も出てたかと思うんです。それ、見られた方もいらっしゃるでしょうし、その前にやはり住民にこの予定が変わっていったという経過を説明していただけると、住民の方もそうなのかなと思われるかと思うんですよね。だから、そのPFIでいつになりますよというのが分かれば、その後の説明でも良いかと思うんですけれども、まだ分かってないし、伸びる可能性もあるのではないかとと思うんですね。そしたら、やはり

何らかの説明というものが必要ではないかなと思うんです。そこの辺りはいかがですか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

広報紙でお知らせするにしても、インターネット等を通じてお知らせするにいたしましても、現状では検討中で具体的な形をお示し出来るのが来年度になりますというような程度の情報では、皆さんに対して逆に失礼になるのではないかと。ですから、もう少しばらくしますと、もうちょっと具体的なものが明らかにすることが出来ますので、その段階でお示しするべきではないかと考えておるんですが、以上です。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

それは考え方が違うのではないかと私は思います。はっきりしないと公表するのにも都合が悪いというのは分かりますけれども、それはこっち側の勝手であって、住民の方はどうなってるのかと。図書館はどうなってるのかと、土地は有るけどどうなってるのかと言われてる訳ですから。イオンタウンが出来て、昨日の話にも有った徳洲会が出来ますと、皆さん情報聞いてますから、じゃああその土地だけどうなるのかと言われる訳ですから、町としては出来なかったということも明らかにするべきではないかと思うんですがいかがですか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

図書館に限定した形での情報発信というのは、なかなか難しい部分があるかもしれませんけれども、あの地区が過去こういう経過があって、現在こういう状況にあって、将来的にこうなります、というような形での今後の見通しということは、工夫すれば可能かもしれませんので、それについては検討させていただきたいと考えます。以上です。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

是非、今年度中に実施をしていただければと思います。

次に冒頭でも述べましたが、学童保育の問題で住民懇談会の中でも出てきたんですけども、民設民営、公設民営の運用の仕方について、またそれに対する補助金というものが有ろうかと思うんです。そこにも財源が無いからとのことだったので、この優先順位でどの位に来るのかというのを聞きたいんですけども、なかなか優先順位は分からないってことですので、その運用の仕方についてどういうふうに考えてるのか、教えてください。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

こども政策課の中では、保育所同様、学童クラブの整備というものも一定上位の方に位置付けをさせていただいております。運用という点ですけれども、補助金に関しましては定められた通りに支払いをしているところです。ただ29年度の国の定める基準額というのがお示しが毎年遅くて、当初予算にはそれが間に合っておりません。ですから、今現在は28年度の基準額で予算要求をさせていただいているような状況で、補正予算で新しい新基準の補正予算の要求をしているような、毎年そういった状況になっております。後、受け皿を広げるだけではなくて質の改善ということで、今10クラブ、町内ございますけれども、10クラブ皆さん集まっていただいて一緒に研修会をさせていただいたりですとか、どこのクラブがどういった個性的なやり方とか、やってるのかというところの情報交換をするなど、運用についてもこちらの方も質を上げるということを目的に、いろんな協議とか話し合いとかをさせていただいているような状況です。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

その中で、定員を超えると補助金は減額されるけど、子どもは多いから結果的に活動することが増えるというところでの何か対策というのは考えておられるのか、お伺いします。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

そのことからくりと言いますのが、概ね40人位のクラスというのが基準額が一定決まっております。そこから子どもが少なかったり、多かたりする場合に1人につき金額が減額をされていくような形になっております。それは当然、保育料がその分入ってきますので、そこで相殺をされるという国の考え方に基づきまして、人数が増えたり減ったりした場合には減額の措置というのが行われております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

だから、その減額をされてる所に何らか町からの分として、補助金が出せないのかなと思うんですけれども、その辺りはいかがですか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

減額に伴って町が出すということは、町の単独補助金になって来ようかと思えますけれども、現状では単独補助金というのは考えておりません。と言いますのが、この5年間の間に基準に基づいた運営をするようにという形で今、努力をさせていただいております。過去にもクラブによっては100名を超えるクラブ等もありましたけれども、その時も単独補助金というのをやっておりました。やはり公平公正を考えると、今現状、多い所だけ単独でというのは、申し訳ないですけども考えておりません。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

なかなか運営が厳しいという状況でお伺いしたものですから、詳細はちょっと詳しくは分からない所もあるんですが、補助金として保育園とか幼稚園とかに出してる補助金からすると、学童は非常に少ないのかなと思うんですね。そうした時にやはり子育て面から考えると、町長が言った優先順位からいうと子育てに力を入れるということでございますので同じぐらい出したらどうかなと思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

学童に関しましては、新制度になってから予算で言いますと3,000万円程上がっております。今までに比べてですね。施設型給付費についても7億円だったのが今11億円、学童についても5,000万円だったのが今8,000万円程、支出に関しては努力をさせていただいて全体枠としては上げてるような状況です。今現状1つのクラブが少し多くなっておりますので、そこがちょっと問題にはなっては来てるんですけども、補助金の実績報告等いただいた場合に、予算の残高というのも一定数百万あるという所もあるものですから単独というのは考えておりません。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

分かりました。次に28年度の決算の意見書で、28年度の経常収支比率は92%で要注意の数字であり、将来負担率はイエローカードだと言われてたんですけども、将来を見越したこの具体的な対策をこれから考えていく必要があると思えますが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

田中財政課長。

○財政課長（田中一之君）

御指摘の通り、経常収支比率につきましては26年度が95%で、27年度が89.4%、今年度が92%ということで、その辺りを変動してる訳でございます。確かに義

務的経費が多い程、経常収支比率というのは悪化をします。しかしながら、扶助費とかそういった分については財政の硬直化、経常収支比率が悪化するからといって、なかなか削減すべき経費ではないということで。他、実質公債費比率、それとか将来負担比率、この辺りは一定上限があるんですね。早期財政再生基準とかその辺りがあって、イエローカードとかレッドカードとか言われますけど、そういった基準が経常収支比率ではなくて、この経常収支比率は何かというと財政構造、どういった経費に長与町がお金を使ってるかと、そういったところを分析するのが大きな目的であります。従いまして、確かにもうこれ以上の悪化、これはもう抑制をしていかないといけないと思っておりますし、他の健全化判断比率、実質公債比率、将来負担比率、この辺りについては、今のところはセーフティゾーンの中に入っておりますので、この辺りも注視しながら、今後最小経費で最大の効果を持てるような財政運営をしていかないといけないと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

やはり早目の対策は必要かと、まだイエローカードというので注視するところかと思えますけれども、何らか対策を取ってないとレッドカードになるのではないかと危惧するところです。次に新規事業採択基準は優先順位と同じように総合判断をしてということでしたが、今年度の新規事業と言ったら、予算の時に聞きしたかもしれないんですけども、どのようなものがあるのか教えてください。

○議長（内村博法議員）

田中財政課長。

○財政課長（田中一之君）

29年度の新規事業ですけれども、まずは教育委員会の方、これは広報紙とかにもお示しをしてるんですけれども、英語教育の推進事業、それに公共施設劣化状況調査事業、あと避難行動要支援管理事業、それと粗大ごみの戸別有料収集事業等が挙げられます。

以上です。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

それでは今、乗合タクシーを検討されていたり、こないだ犬猫の精霊流しとかいうのもあったかと思うんですけれども、そんなのは新規事業とは言わないんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

乗合タクシーの検討につきましては、前回は6月議会におきまして、その前に検討を

関係者でしていく会議、地域公共交通会議の設置に関する経費として補正予算で計上させていただきます。現在会議の実施に向け、また地元の方とは具体的にどういうルートで走らせるかという協議をしているところをごさいます、それが固まった段階で試験運行の経費についてはまたお願いをしたいと考えております。これも新規事業の1つでございます。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

犬猫丸の件ですが、いつから始まったというのがちょっと分かりかねますが、10数年20数年、毎年継続してやってる事業でございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

ずっと継続事業だったんですね。じゃあ、新規事業をやるには既存の事業を廃止してやるのか、新たな財源を作ってやるのかというところで、廃止するのかどうかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

田中財政課長。

○財政課長（田中一之君）

財政の方といたしましては、基本的に新規事業を始める時にはスクラップアンドビルド、これがもう大原則でございます。そういった中で、一定役目が終わった事業に関しては、そういった方法でスクラップして新規事業を起こせますけれども、そうでない事業もやはり有りますので、その辺りは事業の内容等精査いたしまして、予算へと反映をしているところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

廃止をする時には庁舎内の組織で誰が判断をするのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

田中財政課長。

○財政課長（田中一之君）

廃止の判断につきましては、政策企画課と財政もそうですけれども事務事業評価、政策評価等を行っておりますので、その中で、今後拡充していくか、縮減するか、廃止するかと、そういった方向性を決めて予算に反映しているところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

最終決定は町長部局、その中でするということで良いですか。各所管で決めるということなのか、お伺いします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今言ったように、所管の方でいろんな事業の見直しをやっております。そういったものをたたいていただいて、最終的に町長部局の中に入ってきて、そこで町長が判断するというようになりますけども、その前の段階でいろんな形で揉み合うという作業が必要ですので、その中で、そして最終的に私が判断するというようになります。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

なかなか新しい事業をするには何かを廃止して財政を作らないといけないのかなと思っておりますので、より良い事業が出来ればなというふうに思います。

次に高田南ですけれども、先程も説明があったように開始から30年以上経過されるかと思えます。先日、第12回事業変更があったということで縦覧にお伺いしました。32年度に終了となってたけれども、およそ32年度では終わらないのではないかと考えます。その上で、財政に影響を及ぼさないようにと先程言われましたけれども、かなり及んでるのではないかと思うんですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

高田南土地地区画整理事業でございますけれども、先日まで軽微な変更に関する事業実施計画の縦覧を行っていたところでございます。現在、高田南土地地区画整理長与都市開発事業所では次のステップへの事業実施計画の見直しを行っているところでございます。その中で事業期間等も改めて検討している段階でございます。町の財政の許す範囲の中で早期完成に向けた検討を行っていきたくと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

ここまですっと進めた事業かというふうに思っておりますけれども、長年経ったということもありますし、中には引越した方もいると聞いておりますけれども、縮小というのも含めた事業見直しを考えてはどうかと思うんですが、今後実施計画も変えられるということなので見直しはされるかと思っておりますけれども、縮小というものを考えておら

れないのか、お伺いします。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

事業区域規模の話でございますけれども、現在の事業地内に換地をされてる地権者も
ございます。従いまして今の事業区域を縮小するという事自体は、非常に難しい事では
ないかと考えております。現在の事業区域を変更せずに、より良い計画になるように、
今、検討を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

変更しないとなると、およそどれ位の期間が延びるのかというのが、部長の所で分か
っておれば教えてください。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

現在、実施計画の見直し中でありまして、更に新たな事業手法、P F I等を含めた事
業の実施計画を検討している、そういう中で事業期間というのも今後明らかになってく
るのではないかと考えております。現在、町の方では、その期間についてはまだ承知す
るところでございませぬ。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

30年続いてまた延びるとなるとかなりの年数が掛かるかと思うんです。住民への説
明会をずっとされてるのかと思うんですけれども、住民から意見を聞く機会というのは
どの位あるのか教えてください。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

今回、実施計画を変更するに当たりまして、住民説明会等開催するように考えており
ます。また現地に長与都市開発事業所がございますので、そちらに随時、御意見等伺っ
たり、役場の方に御意見等伺うような形の体制を作っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

その説明会はいつ頃の予定か、教えてください。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

実施計画の策定状況にもよりますけれども、早ければ今年度。遅くとも来年度には説明会を開催したいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

もう1つ、この高田南土地区画整理事業が、昨日の質問にもありましたように、長与町側の整備とか、もう1つの都市計画道路西高田線とかの事業も有りますし、他の事業もいろいろ有るかと思うんですが、影響が無いと言うと他のものと同じように同時並行出来ていると考えておられますか。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

我々、建設産業部におきましては高田南土地区画整理事業を最優先事業として考えて実施しているところでございます。その中で他事業の影響等につきまして、町全体で判断するところでございますけれども、我々も必要最低限、他事業、維持工事、西高田線等必要な事業がございます。そういうところと兼ね合いを見ながら、最大限、高田南土地区画整理事業に予算手当が出来るように事業を進めていっているところでございます。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

もう1つ、公共施設等管理計画の中で老朽化してるものを、先にずっとしていくと思うんですけども、そこには影響は出ないのかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

公共施設等総合管理計画につきましては、今年度、具体的に主な施設がどういう状況なのか、劣化度調査を実施しているところでございます。その結果を踏まえないと、その財政的な影響というのが分からないもので、現段階ではちょっと分からないということでございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

現段階で分からないということですが、財政は非常に厳しいと。住民が要望しても財政が厳しいからということと言わないと言われてましたけれども、実際には厳しいからと言われるという話でしたので、これからでしょうけれども計画を立てる上では、やはりどうしても高田南が影響するんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

町がやってる仕事ですので全体が関連してます。これももう御承知の通りだと思うんですけど、子育ての問題もそうですけれども、そういった形でいろんなものをしておりますので、長与町の振興実施計画を作りまして、全体的なバランスを考えながら、例えば、今町づくりをしています、お金掛かります、でも、作った挙句は固定資産税とか、そういった都市計画税とか入ってきます。今度はそういった増える部分に変わってくる訳ですので、だから、そういったものを総合的に判断しながら計画を作っていくと。その中でやはり老朽化した物は、その都度やっぱり手当てをしていかないと安心安全に繋がってまいりますので、だから、こういった物につきましては新たな富を生むものではございませんけれども、新たな富を生むものも、やはり一方ではしながらやっていかないと、入ってくるもの、出るものというものを勘案しながら、この財政計画を作っていくというようにございまして、大体全てが絡み合う、その中でお金が無いからしないよということは極力避けたいと。そういったものは、計画の中でお示ししながらやっていくということだろうと思っております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

財政が厳しいということを書いていかないということで良いんでしょうかね。再度、町長にお伺いしたいんですけれども、先程縮小してはどうかってお伺いしましたが、出来ない。現状、長年してることで、元々のそこの地権者もたくさんいらっしゃるでしょうから、そう思うんですけれども、やはり途中で計画変更が必要じゃないかなと思うんですね。それが何年に終わるといふなら分かりますけど、それが終わってから先程の新図書館ということであれば32年は延びる訳ですから、そうすると34年か35年か36年か分かりませんが、かなり先の話になるかと思うんです。そうすると、やはりどこかで縮小というものをやっぱり考えるべきではないのかと思いますが、町長の考えをお伺いします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

物事を作る時には計画を作って、それに乗かってやる訳ですけども、そういう時に用地の面積とかいろんなものをしてながら、そして町づくりをして、そして、それで家を造ったりとか道路を造ったりとか、公園を造ったりとかで減歩が発生します。それで、全体的なことを考えてまちづくりは始まる訳ですので、その1回計画を立てたものを今度変更したとなりますと、最初に決めた形の中で減歩率とか何とか全部決めていく訳ですので、そういった意味で、1回決まった事については非常に難しい部分があると。でも、この分については何とか早く安く出来ないものだろうかということでも今時間を掛けて思案をしてると。その中の1つがこの民間活力を導入した形で何とか出来ないものだろうか。乗り切っていけないものだろうかというようなことを今考えております。もし出来なかったら、もうしばらく掛かるでしょうけども、そういう形でやって行かざるを得ないということにもなるかと思っておりますけども、今はとにかく1番早く効率的で終われる方法を模索して、それを何とかやり上げていきたいというような形でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

経費が掛かるからこそ見直しが必要ではないかと私は思うんですが、言われるように経年、経ってる分もあるかと思えます。でも最初に作ったから変えられないということはないと思う。時代の変化と共に住民も変わっていく訳ですから、住民ニーズも含めて変わるのではないかと思うので、また考えていただければと思います。

次の振興実施計画なんですけれども、振興実施計画が3年間を基にやられるということですが、この計画に載せる前の事前的な評価みたいなのは行われているのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

振興実施計画につきましては、毎年ローリングによる見直しを行っているところで、その見直しに当たりましては事務事業評価、妥当性、有効性、効率性等の観点から1つ1つ事務の評価をいたしまして、今後の方向性を定めることとしてます。その中で、事業として改善を図るですとか、もう少し拡充を図っていくというふうな評価をする中で、昨年からコストとしてどういうふうに方向づけていくのかという視点も取り入れまして、その結果を実施計画の方に繋げていくというふうな取り組みを今進めているところでございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

今おっしゃったその事務事業評価というのが、効果的に次の予算に繋がっておられるのか、こんなところが繋がっているとか具体的にお示し出来れば、そこを教えてください。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この繋がりというのを明確に、意識を持って始めたというのが昨年度からでございます。実際その予算への反映という面で、先程答弁にもありましたシーリングに活用したという実績がございます。今回、更にそれを実施計画3年間の計画にまで落とし込むことは出来ないかということで今進めておりまして、これという具体的な実績はございません。以上です。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

これからということかと思しますので、より効果的に、より見えるような形で予算要求に繋がればなと思います。

次の住民の要望についてなんですが、ほっとミーティングとかいろんな形でしてということでございまして、6月の議会でも私が訊かせていただいた時には予算にも反映してという答弁でございましたが、現在の時点で住民とか団体とかからの要望の件数をお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

青田秘書広報課長。

○秘書広報課長（青田浩二君）

町づくり提案箱につきましては、平成25年度から28年度までの件数になるんですけども、129件来ております。ほっとミーティングは平成24年から28年度までが20回、それと今年度につきましては1回実施をしております。以上です。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

今のは、ほっとミーティングと目安箱の数かと思うんですけど。私が訊きたいのは要望の件数、要望として町が住民の要望ですよと受け取った件数というのは何件位ありますか。

○議長（内村博法議員）

青田秘書広報課長。

○秘書広報課長（青田浩二君）

要望というか、町づくり提案箱につきましては要望、苦情、全てを含めたもので、1件1件というのは出しておりません。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

要望は町づくり提案箱やほっとミーティングしか無いんですか。町長に直接来られるとか、各部に直接行かれるとかいう要望は無いんですか。役場に対する要望は、住民の要望は何件有るかというのをお尋ねしたいので、把握されてないということですか、お伺いします。

○議長（内村博法議員）

青田秘書広報課長。

○秘書広報課長（青田浩二君）

要望等の窓口はうちになっておりまして、毎年40件から50件程度、要望は来ております。それは各所管の方に回答していただいておりますので、例えば民生児童委員から要望が来たとします。その要望の件数が、例えば20件とか30件とか、コミュニティとかから要望が来ます。それも件数が何か所かという、そういった件数までは取っておりませんが、そういった要望は40件位来ております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

よく分からないような感じでございますけれども、そういう事であるから制度化してはどうかと言ったら、制度化しなくても大丈夫だみたいなお話だったかと思うんです。最初の答弁で。だからこそ、その要望した40件から50件が、次はどうなってるのかというところはプロセスとしてどんな流れになってるのか、教えて下さい。

○議長（内村博法議員）

青田秘書広報課長。

○秘書広報課長（青田浩二君）

基本的にはうちが窓口になってますので、その分を各所管の方に下ろして、その所管課の方で処理をしていただいております。以上です。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

所管課でしていただいているかと思うんですが、それを制度化して見えるようにしてはどうかというのが私の元々の主旨なんですけれども、住民の方はいろいろ要望されて、この道路が凹んでるとかいろいろあるかと思うんですが、自分の所はいち早くして欲しいというのが住民の願いであって、何番目に来るのか分からないですけれども、なるべく緊急の所からされるかと思うんですが、そういうのが見えたら良いかと思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

今、饗庭議員が御指摘のように道路がどうのこうのと、そういうのは緊急で出来る分はボンボンボンボンやっております。だから今、私がお聞きしとって、その要望も程度があります。要するにおっしゃられたように道路とか、水をちょっとしてくれというのは、所管課の方で出来る分はどンドンどンドンやっていっております。例えば、先程あった図書館をどうするかというのも、これも要望の一つなんです。そういうのになつたら、ちょっとまだ将来的なことを考えたら出来ない。今おっしゃられたように身近な事については、各所管で早急な対応をまず心掛けてやっておりますので、先程その制度化というのも、その要望に大小というのはちょっと付けられないですけども、そういうところを勘案しながらやっておりますので、それをやってしまうと逆に制度化することによって、すぐ出来ないという場合も有り得るんじゃないかということを考えまして、ちょっと制度化は難しいんじゃないかというふうな答弁をさせていただいているところでございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

制度化はメリット、デメリットも有ろうかと思えます。ただ、皆さんに見えるような、見える化が必要ではないかなと思っております。その中で、道路の話が出たので、道路に関する要望は大体何件ぐらい年間にあり、実施率は何%ぐらいか教えて下さい。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

要望と言いますか、御指摘の所につきましてはメールであったり、お電話であったり、直接お見えになったり、お手紙をいただいたり、いろいろなケースがございます。道路の案件、それと公園の案件を含めまして年間800件から900件頂いてるところでございます。これにつきましては、すぐさま現場の方に1件1件全て、800件から900件全て現場の方に行きまして、通報いただいた方、この方とお話を出来ればさせていただきまして、スピード感を持って対応させていただいてます。その中に用地を相談せんばいかんと、そういった案件が有ろうかと思えます。それについてはちょっとお時間をいただくという所も有ろうかと思えますが、先程頂いたその舗装関係につきましては、簡易的に出来るもの、これについてはスピード感をもって対応させていただいているところでございます。実施率につきましては、先程言いました用地関係はちょっとお時間いただきますが、その他につきましてはほぼ100%というふうに考えております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

ほぼ100%ということですので、道路に何かあったらすぐ相談に来たら、対応出来ているということで理解したいと思います。

もう1つ、住民のニーズの中で、今開庁業務を行われてるかと思うんです。土日の月2回位ですかね。それが本当に住民のニーズが反映しているのかというところをお伺いします。

○議長（内村博法議員）

森川住民福祉部長。

○住民福祉部長（森川寛子君）

月2回、第2第4土曜日を開庁させていただいております。やはりニーズが多いのは住民課に対しての住民票であったり、印鑑証明とかいう形で、多い時には20人とか来られる時もあります。ただ、それ以外についてはどうしても業務が限られております。どうしても担当が各課1人ないし2人位しか出れませんので、担当業務外のお話が来た時には月曜日にまたお越し下さいという形での対応をさせていただいておりますので、100%満足していただいているのかということについては、ちょっと疑問は残っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

今おっしゃられるようにニーズはたくさんあると思うので、どこまでされるかというところで、今後見直す考えがあるかどうかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

森川住民福祉部長。

○住民福祉部長（森川寛子君）

やはり土曜日ということでお休みの日でありますので、ただ職員が出てきて対応することになりますので、やはり職員の勤務とかいうことも考えると、これ以上の充足というのがどうなのかということも、いろいろな観点から検討していかなくてはいけないと思っております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

是非、検討していただいて、本当に開庁が必要なのかという部分も含めて検討していただければと思います。では最後に、新たな財源の所でなかなか財源を新たに生むのは難しいかと思うんです。そこで、今後の未来に向けて新たな財源づくりとかいうのを、チームを組んでしてはどうかと思うんですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

田中財政課長。

○財政課長（田中一之君）

新たな財源については町長答弁にもありましたように、この難局を乗り切る為の課題であると認識をしております。答弁にありましたシーリングで8,000万円削減したと、それ以外にも今後、ふるさと納税また使用料見直し、滞納債権の確保、各種補助金を活用する、普通財産の利活用、その辺りは当然今課題の中でたくさんあります。そういったものをやはり今、議員おっしゃられたようにチームで、役場全体で職員一丸となってそこに取り組む必要があると思っております。現時点でどうするかという方向は今の時点では決まっております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

将来を見据えて、是非チームを作って財源を考えるというのをしてはどうかと思います。やはり、財源は限られているので限られた中で、やっぱり住民サービスというのが第1かと考えております。その中で選択と集中を考えていただき、事業の見直し、そして優先順位の透明化をしていただければなと思います。また、町長におきましては住民の声を是非いろんな形で聞いていただきながら、町長の思う事業も何か、皆さんと共用して出来る事業になれば良いかと思っております。最後に経常収支比率がもっと下がっているような活動が出来るようになれば良いかと思っております。以上で質問終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で10時45分まで休憩いたします。

（休憩 10時30分～10時45分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順7、浦川圭一議員の①入浴補助券の有効活用について。②未利用町有地及び町有施設の有効活用について。③南田川内川より長与川へ流入する河川水位の汚濁防止の対策についての質問を同時に許します。

1番、浦川圭一議員。

○1番（浦川圭一議員）

早速、質問をさせていただきます。①入浴補助券の有効活用について。現在、65歳以上の町民に対して支給している入浴補助券について、その配布の目的は外出機会の促進、健康増進保持、介護予防に資する為とお聞きをしております。同様の趣旨で多くの方が利用されている町民体育館のトレーニング室利用時の1回100円の使用料に補助券として使用する事が出来ないか伺います。

②未利用町有地及び町有施設の有効活用について。町内の未利用町有地及び町有施設については、各地に多く存在していると思っておりますが、以下の町有地、町有施設について

今後、いかに管理していくのか伺います。(1) 高田保育所上部に位置する町有地について。(2) ペーロン資料館、図書館横の体育倉庫、定林にある建設器具等を収めた倉庫について。(3) 長与中央橋前の看板が立っている用地。この土地については町の所有と考えるが、今後どのように扱うのか、伺います。

③南田川内川より長与川へ流入する河川水の汚濁防止の対策について。河川の管理はいずれも2級河川で県の管理であると理解をしておりますが、流れ込む河川水については本町で管理すべきと考えております。この汚濁水については、かなり以前から流れ込んでいる状況であり、その間、浄化させる対策等も実施をしておりますが、なかなか解決に至っていない状況にあるようでございます。改めて原因の究明とその対策に努めるべきと思いますが、その見解をお伺いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、浦川議員の入浴補助券の有効活用についてという質問でございます。入浴補助券につきましては、高齢者の外出機会と健康づくりの場を確保すると共に、入浴やプールの利用で得られる様々な健康効果によって、健康の保持増進を図りまして、要介護状態や要支援状態になる事を予防する事を目的としておりまして、年度内に65歳以上になられる方に対してお配りをしておるところでございます。入浴補助券を使用出来る施設といたしましては、町内の入浴施設及びプールとしておりますけれども、対象者の方々からは、議員御指摘の通りでございまして、トレーニング室での使用も含め、様々な御意見、御要望をいただいております。本事業につきましては、事業本来の趣旨を踏まえ、現在見直しについて関係各課と協議を進めているところでございます。

次に未利用町有地及び町有施設の有効活用についてという事でございました。1点目の高田保育所上部に位置する町有地についての御質問でございますけれども、これは公社で先行取得している土地でございます。公社が直接、第三者へ売却出来ませんので、町が公社より買い戻しをいたしまして、その後、売却したいとそうように考えております。現在、施工中の高田南土地区画整理用地内の南東部に換地されております町有地や保留地と換地替えを行い売却出来ないか、検討を行っております。換地替えは高田南での審議会付託案件になりますので、高田事務所と連携を図りながらもより良い方策はないか、考えてみたいというふうに思っております。

続きまして、2点目のペーロン資料館、図書館横の体育倉庫、定林にある倉庫の活用でございます。旧ペーロン資料館につきましては郷土芸能、埋蔵文化財の保管等々、各部署の保管場所として現在は利用をしております。図書館横の体育倉庫はテントをはじめ、町民体育祭や町民ソフトボール大会等の用具を数多く置いております。そして、定林の倉庫につきましては、スコップ等の建設器具やバリケード等の建設資材

を配備しておりまして、倉庫の場所も災害発生時に迅速に対応が出来ますように災害対策本部となる役場近くに配置をしておるといところでございます。今後につきましても、3施設共、現在と同様の利用をしていきたいというふうに考えております。

次に3点目でございます。長与中央橋前の看板が立っている用地の件でございますけれども、この用地は西高田線建設の際の町が購入した土地でございます。従いまして、今後、西高田線旧道の用地買収の際の移転用地等があれば、利用したいというふうに考えております。

次に3番目の南田川内より流入する河川水の汚濁防止対策についての御質問でございます。この南田川内地区から流入する河川水につきましては現地を確認いたしました。そうしますと長与川合流点付近等で気泡が発生している状況を確認いたしております。同地区からの河川の気泡につきましては、以前の調査結果としましては人為的な汚水等によるものではなく、自然的な要因により気泡が発生していた状況であるという事でございます。しかしながら、気泡の発生現象は一見すると汚濁した水のイメージ、そういったものを与えてしまう事も否めないと考えております。町といたしましても、これまでも気泡の軽減対策等実施した経過もございました。従いまして、水源、水質の保全は非常に重要であり、環境基準の適合性も含め、気泡の発生原因や対策も踏まえ、改めて調査を実施する事といたしております。その調査結果を十分に精査いたしまして、関係機関との協議を行いまして、適正な対応に取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

それでは再質問させていただきます。まず1点目ですけども、答弁によりますと、今、この見直しをする事で、関係各課協議を進めているという答弁をいただいた訳ですが、完全に今までのやり方を変えるというような事で見直しをされているのか。それとあと1点、券の発行を止める事も選択肢として、そういうのも含めて協議をされているのか。併せて答弁をお願いします。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

入浴補助券の今現在行っております見直しの状況なんですけれども、こちらにつきましては関係機関という事で答弁ございましたけれども、また関係団体、高齢者の団体、そういった所も含めまして協議をする予定にしております。そういった事で全体的な見直しという事で現在考えておりまして、方向性等も含めまして見直しを行っているところでございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

この入浴補助券の有効活用についてという事で質問をさせていただいておりますけども、この券がもし無くなれば、この質問自体が成立せん訳ですから、こういうものも選択肢として有るのかなというのが、そこをちょっとお聞きしたいんですが、よろしくお願ひします。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

先程、申し上げましたけれども、全体的な見直しという事で今考えております。様々な御意見を現在もいただいておりますけれども、今後の関係団体、機関との協議の上では、万が一ですけども、そういった内容等も有れば、そういった事も踏まえて考えてまいりたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

分かりました。見直すにしても今後、トレーニング室の利用については健康増進とか維持については相当効果があるもんだと私は思っておりますので、是非、この協議をする中で、利用を促進するような方策は取っていただきたいという事を検討事項の中で考えていただきたいと思ひます。中身が分からないので、もうこれ以上、先に質問は出来ませんけども、もし同様にこういう券が残って、利用していくんだという事であれば、やっぱりこの質問の趣旨の通り、こういったものも考慮して検討をしていただきたい。ここはお願いをいたしまして、この質問については終わらせていただきます。

次に2点目ですけども、答弁ではこの3施設共、同様の利用をしていくという事でございますけども、かなりもう建物自体が古い訳ですね、その図書館の横の体育倉庫にしても、定林の倉庫にしても。ペーロン資料館については、総管理計画の中で今後管理をしていくという事が明確に記載をされておりますので、ここは管理をしながら維持をされていくんだと思うんですが、この残りの2つについて、実際、この建物を所管する課で、後、どれ位建物が持つか、どういう判断をされているのか、そこをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（内村博法議員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

図書館横の体育倉庫でございますが、今現在、この体育倉庫に関しましては、先程答弁にございましたように、運動会であったり、町民ソフトボール大会であったり、そういうテント等を納めておりますけども、このテントも各自治会、各団体等にもお貸しし

ておりますので、そちらの方でテントの数とかを確認しながらお出しをしております。御質問のいつ位まで持てるのかというのはちょっと把握をしておりますが、今後は公民館等の建替等もございますので、それに併せて対応したいというふうに現在の方は考えております。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

定林にある倉庫でございますが、もう20年以上、30年近く過ぎてるのかなと考えておりますが、毎日、うちの作業員があちらの方に行って、資材であるとか、器具であったりを持ち運びしてるんですが、雨漏り等は今のところ発生をしておりますし、まだ、後どの位持つか、ちょっと把握はしておりますが、後数年は持つかなと、10年以内かなというふうな感じではおりますが、その位は持つかなと。その時には補修等はしていくという感じになるかと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

今の2つの施設については、恐らくそこの図書館の横の体育倉庫については、もうほぼ40年近くなるんじゃないかなというふうに思っております。定林の管理課の管理する倉庫については、その周辺の団地が整備された時に町有地をいただいて、そこに私の記憶では駅周辺の所にあった中古のプレハブを持って来て置いたんだというような、どうもそういう記憶でおるんですけども。耐用年数を私、調べてみたんですが、こっちのやつで38年位なんです。だから、もうそこそこ超えてくる訳ですね。向こうのプレハブについては23年位なんです。だから、もうほぼ超えてるだろうというような状況なんです。そういう状況の中で、今まで通り使っていきますよというような答弁でしたので、公共施設の総合管理計画の中にはその2つは載ってないんですけども、だから当然管理、維持しながら、今まで通り使っていくんだらうかと、そういう事で理解をしてくれているんですけども。そこの体育倉庫については、その前にちょっとこの質問に至った経緯をお話させていただきますと、3月に公共施設等総合管理計画が策定をされておまして、この中で公共施設等の管理に関する基本的な考え方というのがありまして、その中で統合や廃止の推進というものが書いてあって、その方針として統合、廃止により余剰になった施設、土地については売却等によって財源の確保に努めるという事が書かれてあるんですね。私、これ非常に良い考え方だと思って、ここを念頭にこういう質問をちょっとさせていただいた訳でございますが、そこの倉庫の話に戻りますけども、ここは必ずしも場所的にはそこに無くても良いんじゃないかなと思うんですね。その前にちょっとお聞きしたいのが、ペーロン資料館に郷土芸能、そして文化財の保管、それで各課の保管場所って言われましたかね。これをきちんと整理整頓して収めた時に

スペースの余裕は無いのかどうか。ここをちょっとお伺いします。

○議長（内村博法議員）

井川契約管財課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

きれいに整理をすれば、いくらかスペースは残るとは思いますが、定林の倉庫のああいう資材等が全て入るかどうかはちょっと疑問ではあります。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

まずは、きれいに使用しましょう。それで定林は無理にしても、そこの体育倉庫、本来、総合公園の一角、あそこの周辺にあるべきだと私は思うんですね。それで建物も約40年位になってるとすれば、これは良い機会なんで、どっちみちここは図書館の問題もありますし、公民館も老朽化しておりますので、将来的には土地を一体化して何らかの計画をされるんだろうという事は思っておるんですけども、出来ればその中身をペーロン資料館に移していただいて、それでペーロン資料館の一角を体育倉庫として使っていて、もうそこは出来れば解体して更地にするだけで駐車スペースも取れると思いますので、そういう事が出来ないかっていう事を私も考えて質問をしたんですが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

議員おっしゃるようなあの建物は、私が20代の時に都市計画におる時にあった建物ですので、とうに40年近く経っているかと思えますけども、今おっしゃるような旧ペーロン資料館の方にスペースがあって物が置けるのであれば、貸し出し等の手続関係の研究も必要かと思えますけども、そちらの方に移す事は可能だと思います。可能ですし、そういう形で駐車スペースが出来るという事は、私どもといたしましても大変ありがたい事で、利用する町民の方にも今、ご不便をおかけしておりますので、そういうものの解消にもなろうかと思っておりますので、出来ればペーロン資料館の方にいけるようであれば、研究していきたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

是非、そういう方向で検討していただきたいと思います。予算も伴う話ですので急には出来ないかもしれませんがよろしく願いいたします。定林の倉庫については周辺がもうほとんど住宅なんですね、住宅の中に倉庫が有るという事で、当然、建設器具とかを動かす発電機とか、そういった燃料等も資材と一緒に格納がされてるんだと

思うんですが、そういった意味ではその住宅の中に、町有地という事で置かれたんでしょうけども、次に建替えとかそういう機会がもし来たんであれば、やっぱりちょっと場所は考慮すべきじゃないかなという事は、ずっとこう使っていくという事ではなくてですね。どっちみち建物は長くせん内に、もう持たんはずですから。そういう場合には、ちょっと考えるべきだというふうに私は思っとなるんですが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。議員御指摘の通りでございます、いつまでもプレハブがずっとあそこにあるという事は無いと思いますので、耐用年数等々でもう建替えというふうな時には、当然、適地を捜しまして、検討して、もしどこにも無ければあその土地になるかと思いますが、探して研究等々はさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

また、ペーロン資料館に戻りますけども、現在、郷土芸能の道具とか、埋蔵文化財の保管とか、各部署の保管場所として利用をされているという事でございますが、ここは都市公園の中の一角の建物であって、その利用について目的外使用とかの観点から言って問題がないのかどうか、その検討はされてないでしょうか。

○議長（内村博法議員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○議長（内村博法議員）

休憩を閉じて再開します。

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

議員おっしゃるように、都市公園の中での建物として多分造られたんだというふうに私も理解しとるんですけども、その内容について、今の使用方法が目的外使用だとか、そういうものの把握はいたしておりません。ちょっといろんな形で今、利用させていただいておりますけども、それに対しての代替のものを作っての後での利用でございますので、その把握は、大変申し訳ございませんが、しておりません。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

分かりました。私はペーロン資料館として建てて、ペーロンの艇庫でペーロンを収め

ている。ここまでは何の問題もなかったんだと思うんですが、現在ちょっと1番危ないのが、各所管の保管場所とか物置みたいに使っている、この事実が目的外使用に該当するんじゃないかなというような、ちょっと心配をしたもんですから、そこは大丈夫かなというところで、是非、確認をされてください。それとこういうペーロン資料館のこの名称なんですけども、総合管理計画書の中でも、未だにこのペーロン資料館という名称で位置付けられているんですが、用途が完全に変わってしまっているようですので、名称を変更されるというような考えはないでしょうか。

○議長（内村博法議員）

井川契約管財課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

現在のところでは、旧ペーロン資料館という名称を使わせていただきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

出来ましたら変えた方が良くと思いますけども、是非、検討をされてください。

次に3番目の質問をさせていただきます。3番目の質問につきましては、昨日、同僚議員より長与川の水環境という事で詳しく質疑等もあっていたようでございますので、詳しくは聞きませんが、その中で昨日町長が長与川への思いという事で、きれいに美しく保っていききたいという事を言われておりました。これは私も全くこれ思っております、とにかくきれいにしていただきたいというのが考えにありまして、私、議員になりまして長与川関係3回目なんですよね、質問が。是非、きれいにしていただきたいという事で、こういう質問をさせていただいております。そういう中で、今回の答弁で気泡の発生源や対策を踏まえて、改めて調査を実施するという事で答弁をいただきましたけども、この原因の特定の調査までするという事で理解をしてよろしいでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口水道課長。

○水道課長（山口新吾君）

議員御指摘の通り、現在、南田川内川と長与川の合流地点で気泡が発生している状況でございますので、実際、原因を究明するに当たりましては、その合流地点で水質検査を実施して、どういった水質にあるのか、そういったものを把握する必要があるという事を認識しておりますので、そこの合流地点で水質の検査をいたしまして、今後の対策に生かしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

是非、成分調査等もしていただいて、全く安全であるという事を明確にさせていただきたいと思いますので、そこをお願いして、質問を終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で13時まで休憩いたします。

（休憩 11時46分～13時00分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順8、堤理志議員の①長与町政に関する新聞報道についての質問を許します。

13番、堤理志議員。

○13番（堤理志議員）

皆さんこんにちは。早速質問をさせていただきます。私は長与町政に関する新聞報道についてという点で質問をいたします。このところ長与町政について、いくつかの新聞報道がなされています。主なものとして、以下のような記事が掲載されました。1つ、最低制限価格と同額落札が5件という記事。2点目、図書館建設の財源が無い中、用地取得がなされた記事。3点目、大雪警報警戒本部設置の最中、町長、副町長が飲酒したという記事。それから4点目、公共施設、スポーツ施設の有料化に利用団体、町民の皆さんが反発をしたという記事。5点目、これは最近ですけれども、学校給食米の納入をめぐるトラブルの記事であります。このような決して良いニュースとは言えない記事が、ここ数年間でこれだけ掲載されたのは例がないのではないかと思います。

新聞は社会の木鐸たれという言葉もございます。公権力を監視する役割があります。そういう意味からも本町に対する厳しい記事については、謙虚に受けとめる必要があるのではないのでしょうか。安倍内閣はこれまで高い支持率を維持してきましたが、驕りと思われる行為、そして明らかに失態と思われる行為を繰り返し、国民からの支持、信用が低下をいたしました。本町もこのままでは、町外からのイメージの低下、町民からの信頼、信用が落ちていくのではないかという危惧をするところであります。実際にある住民の方から最近、町は住民感覚から離れつつあるのではないか。こうした厳しい意見を伺いました。議会も新聞と同じく執行機関に対する批判、監視、そして改善提案が大事な仕事であります。そこでこうした新聞記事と関連する点で以下を質問いたします。

1点目、官製談合や関係者からの働きかけがあっているのではないか。こう疑われる事態を防ぐ方策はとられましたか。また、その効果はあっているのでしょうか。2点目、図書館建設の財源見通しはどうなっていますか。3点目、災害等の警報が発令された場合、町幹部の宴席とそれらが重なった場合にどのような対応をするのでしょうか。町の計画に対する町民への説明責任はどう考えていますか。これが4番目です。5番目、給食米をめぐる行政の対応をどのように認識をしていますか。また、改善すべきものがあると思いますでしょうか。以上を質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、ただいまの堤議員の長与町政に関する新聞報道についてということでございます。4点目、5点目の御質問につきましては、教育委員会の方から回答をいたします。私の方から1点目から3点目の御質問にお答えをいたします。

はじめに1点目の御質問でありますけれども、本町におきましては、入札の透明性及び公正性の向上を図るため、平成27年度から予定価格及び最低制限価格を決定する際、ランダム化の導入を行っておるところであります。それによりまして、価格等の類推をされにくいような対策をとってきたところであり、その効果もあっているものと考えております。

次に2点目の図書館建設の財源見通しについての質問でございます。新図書館整備に関しましては、昨年3月に榎の鼻土地地区画整理事業敷地内の公益施設用地を土地開発基金により先行取得したところでございます。しかしながら、具体的な整備事業に着手するにあたりましては、現在進行中であります大型の公共事業の進捗を踏まえ、さらに新図書館基本構想でも指摘されておりますとおり有利な国庫補助の活用を絶対条件といたしまして、財政状況を見極めながら慎重に進めていかなければならないと考えております。大型の公共事業につきましては、予算獲得に向けた国への陳情、要望活動を強化することに加えまして、高田南土地地区画整理事業の早期完成に向け、一括施工による効率的な工事発注についても長崎県とも交え現在、検討を行っているところでございます。その結果によっては、短期間に多くの財源を要することも考えられますので、町財政への影響も踏まえながら新図書館整備に係る財源についても検討してまいりたいとこのように考えております。

次に3点目の災害時の警報が発令した場合、町幹部の宴席と重なった場合の対応という御質問でございます。長与町地域防災計画に基づき災害警戒本部の設置につきましては、災害発生のおそれがある各種の気象情報などの発表により災害発生が予測されるときは、副町長を本部長とし災害対策本部の設置前の段階といたしまして設置されます。また、災害対策本部を設置する場合には、気象警報等を町長へ報告し、その指示を受けるとともに、副町長または総務部長と協議をいたしまして設置区分を決定し、対策本部の各部長に通報するなど動員並びに関係機関との連携について定めておるところであります。なお、台風や大雨等の気象予報の場合には早い段階で、副町長を中心に警戒対応及び避難所開設等につきまして、関係部課長と災害警戒本部設置に係る事前の協議を常に実施をしているところでございます。御質問の宴席と重なった場合の対応でございますけれども、台風のように事前に気象情報による予測が可能な場合は、当然、宴席は中止あるいは欠席するべきであると考えております。また、最近各地で発生しております局地的豪雨、あるいは地震など予測がつかない突発的な緊急事態が起きた場合にも、あらかじめ幹部職員には所在を伝えおき、次席の職員を代替職員として指定しながら対応

できるように体制を整えてまいっております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では、4点目の町の計画に対する町民への説明責任はどう考えていますかの質問にお答えいたします。町民の皆様への説明責任の必要性につきましては、十分認識しているところでございます。お尋ねの公共施設の使用料の改定につきましては、昨年12月の定例議会において、議員の皆様より御承認いただきました後に、ホームページ、自治会回覧、広報等で周知を図りますとともに、1月には町体育協会理事会において説明を行いました。2月には町体育協会の単位協会代表者へ、3月には体育施設登録団体、陶芸の館利用者への説明会も開催いたしました。また体育協会、町老人クラブ連合会などから提出いただきました要望書につきましても、回答をお出しして御説明させていただきました。その他、町民の皆様から御質問の電話などにつきましても、その都度御説明させていただいており、中には御賛同の声もお聞きしているところでございます。これらの質問、説明会の開催により、4月以降は要望書等の提出もなく、町民の皆様の御質問等もなく推移しており、今回の使用料の改定につきましては一定の御理解を得られたものと考えております。

5点目の学校給食米の納入の御質問につきましてお答えいたします。給食米の納入に関する新聞報道につきましては、町民の皆様や議員の皆様に御心配、御迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げます。給食米につきましては、3月議会の一般質問において、学校給食で地場農産物を利用する提案がなされ、それに従って給食米を納入する手続を進める中で、納入時期の変更を行ったことが報道されたものであります。給食米の納入時期を変更したことにより事務手続や再度の連絡など、お手数をおかけすることとなりました。この点につきましても深くおわびするとともに、改善に向けて努力してまいりたいと思っております。改善すべき点につきましては、長与町議会議員政治倫理条例にかかる調査特別委員会の結果を受け、今年においては、西そのぎ商工会との契約の確認と必要に応じた見直し、並びに次年度からの契約について検討及び準備を進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

それでは順を追って再質問をさせていただきたいと思っております。まず最低制限価格の問題ですけれども、2015年の3月議会で私が質問したときに、その後に新聞記事になったわけでありましてけれども、そのときに議会の中でこの問題を取り上げたときに、業者の入札精度が上がったためにこうした同額落札になった。しかし、それこそ李下に冠を正さずでランダム化を実施しようというふうになったという御説明がなされたわけで

ありますけれども、今の御回答でもランダム化をして効果があったということでありまして、そこでも、そこでまず1点目として、ランダム化を実施してその効果が具体的なこういう形だから効果があったとみなしたというものがあればお示しをいただきたいのと、あとこの同額落札の頻度が、例えば他自治体と比較して長与町はどうだったのかというような検証をなさったことがあるかどうか。この2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

井川契約管財課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

お答えいたします。ランダム化を導入いたしまして、平成27年度が最初の年でありましたけれども、27年度50件入札を行いまして、そのうち2件、最低制限価格と同額落札がございました。平成28年度につきましては、65件のうち1件、同様のことがありました。前から比べましてある程度の効果というものがあったのではないかと考えております。それと他自治体との比較というのはしたことがございまして、他自治体につきましては承知をいたしておりません。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

ですからこれまで5件だったのが、ランダム化を実施したらかなり減ってるわけですね、半分以下になって、2件とか1件ということだからなかなか類推することが難しくなったと。業者の入札精度が上がったというのは否定するものでありませんが、ランダム化の効果が上がっているということは、やはりあるということでもありますから、引き続きこの方向でやっていく必要があるというふうに思います。それから先日、長崎県の方のホームページを見させていただきましたと、入札結果だけでなく、落札率を公表しているようなものが公表されておりました。本町もこうした住民からあらぬ疑惑を持たれないためにも、落札率も含めて公表するということにはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

井川契約管財課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

長与町の公表に関する取り決めには今のところ落札率を公表するという事は謳っておりません。今後につきましては他市町のを参考に検討していきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

他市町を参考にということなんですが、今回、長与町が数年前にああいう形で、1円単位までぴったりが5件もあるよということで、非常に疑惑を持たれたわけですね。

そういう点から他市町がやってないからというよりも、もうやはり住民の皆さんに長与町しっかり透明化図ってるなということを知らしめるといいますか、住民の方にも信用を高める意味でも町長、これ難しいことじゃないですよ。ただ単に入札の結果公表されてるところに落札率何%と書くだけなので、何ら難しいことではないと思いますが、公表できないのか、もう一度伺います。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

先ほどの落札率ですけども、予定価格は公表されてるかと思しますので、落札額も公表してますので、計算すればすぐ出てくるものだと思っております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

今、副町長がおっしゃるのは、住民に自分で計算せろと言うふうに受けとめるわけですよ。長崎県はちゃんとパーセンテージを出してる、落札率を。計算すれば出るんですけども、私個人が求めているわけじゃなくて、私はあくまでも住民の皆さんからいろいろな厳しい批判を受けて、少しでも長与町のイメージアップをしたらどうかという意見を踏まえてやってるわけですので、そういう住民に計算すればいいじゃないというのはちょっと、その答弁でいいのかなと思っております、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

失礼しました。率のことだったものですから、今おっしゃるように計算すれば出るんじゃないかなろうかっていう思いでした。その分については、公表要綱等々に追加して率を載せるということはやぶさかでございますので、研究させていただきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

研究をなさるといふことで理解をいたします。次に2点目の図書館の件なんですけれども、これも同じ2015年の年末、12月の27日の長崎新聞に掲載がなされました。全文を引用はしませんが、主なところを若干ちょっと説明のために読ませていただきますが、現在の予算確保の目途が立たない状況、そんな中で町は予定地購入を急いだ。その後基金の統合の説明をした後に、図書館蔵書の充実や学校施設整備などのために積み立てていた基金の大半を用地取得に転用する形となった。ただ、そうして購入した土地に新図書館が建つのは何年後になるのか、今は見えない。かなり厳しくそういうことが書かれたわけでありましてけれども、私はこのことを議会、住民に説明がない形の覚書

があつて、それを履行するために基金のいろんな変更する条例が出されて、可決したけれども図書館は建たないんだ。こういうことを行政が本来ならもっと説明すべきだったことが、逆にマスコミがこれを住民に対して知らせたということで、そういうものじゃなかったかというふうに理解をしております。図書館の建設について、先ほどの説明の中で国の補助金の縛りがあつて難しいという説明がございました。以前にも同様の説明がありましたけれども、その後、補助金の状況というのは変わりがないものか、もう少し簡単で結構ですので、どういうことで補助金の利用が難しいのか、いろいろ複雑だと思ひますけれども、簡単で結構ですので、再度御説明いただければと思ひます。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

図書館の用地取得に関しましては、さまざまこの場でも議論がなされまして、用地取得のタイミングとしては、町の中央にあれだけ形のいい土地を求めるのはもう最後のチャンスということで、これまで御説明申し上げてきたところです。お尋ねの補助金の活用の可能性ですが、これ以前も御紹介しましたが、文科省の生涯学習政策局というところがすべての町に図書館をというパンフレットをつくっておりますが、この中では電源立地促進対策交付金事業というのと防衛施設周辺整備事業、要は発電所を有する若しくは基地を有するところは何らかのものがありますが、それ以外は活用できるものはないと。この状況に関しては現在も変わりございません。それでは本町にとって活用の可能性があるものはどういったものなのかということですが、これは補助金というよりも有利な地方債ですけれども、地域活性化事業債それと公共施設等適正管理推進事業債というものの活用の可能性について、今調査研究をしているという状況です。具体的には、単独の図書館の整備ではなかなか活用できませんけれども、民間事業者との連携若しくは複合施設を整備することによって、全体的な床面積を少しでも縮小する、ダウンサイジングするとそういったことで将来的なその経費節減に努めると。そういう整備手法に対しての活用の可能性というものがございます。現在、公共施設等総合管理計画に基づいた各個別施設の劣化状況調査等も行っております。その結果によって、将来的な町内での公共施設の再編、整理若しくは統合そういったことも検討してまいりますけれども、その中で図書館も含めまして検討をさせていただくと。午前中の質疑の中にもございましたけれども、高田南のPFI手法採用による整備計画というものが一定明らかになってまいります。年度ごとの事業費等もそこで明らかになってまいりますので、その中で持続可能性を維持しながら整備をしていくというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

図書館については、もう1つは場所の問題で、皆さんが皆さんそこでオーケーだという意見でもないという点では、私もそういった意見を発言をさせていただきました。しかし、今回この問題だけに絞ってそこをやりとりするということは、他の質問の関係でもできませんので、また後に譲りたいというふうにしまして、同僚議員から本日、区画整理事業と図書館の問題の関係での質問がございましたけれども、私ももう1点そこでお伺いしたいのが、この区画整理事業のいろんな工法、手法を検討をされているということで、また少しこの時期的なことがどうなるのか、不安材料だということを御説明ありましたけれども、この平成32年でしたかね。これ伸びる可能性があるとか、逆に言えばそういった大きな投資をすることで、早く終わらせるというのが目的じゃないのかなと思うんで、そういう点では、町として確定的なことは言えないとしても、この工期は短縮になるのか、延長するのか、そのあたりの大まかな見通しということも現段階では言えないのかどうか、ここをお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

今後の見通しでございますけれども、現在32年度までの事業計画となっておりますけれども、これまでの事業進捗状況等を踏まえますと32年度までの完成につきましては非常に厳しい状況と認識しております。したがって、現在、実施計画等を詳細に見直しまして、詳細な工程等を詰めているところでございます。詳細な今後の見通しでございますけれども、大型投資をすることによりましてコスト縮減等を図られることもございますので、今、検討中の民間資金を活用した事業手法等を用いますと、これまで実施してきた単年度ごとの実施よりも工期が短縮されるものと考えておりますが、完成時期について今の段階でまだ明確にお伝えすることができません。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

現段階ではまだ分からないという状況ですね。分かりました。次にこの災害対応ですね、災害時の行政の対応についてなんですけれども、1つは、やはりそういった場合、そういったケースといいますか、災害の恐れがあるようなときには、宴席等があれば今後は欠席をすべきだというのが1点と、役場の中での体制は整えているというのが主な答弁だったかというふうに思います。それで職員の適正な配置をされて、災害の事前をしっかりとした体制をとっているということで、部下を信頼して役割分担をしっかりさせてやっているということは大事ですが、やはり時と場合によってはトップの陣頭指揮というものも大事じゃないかなと。場合によってはですね、全部が全部とは言いませんけれども。陣頭指揮という言葉が辞書で見ますと、長たる者が直接現場に出て指揮をすることってということで、何がいかといいますと、やはり職員の士気が上がるというの

が言われているわけですね。自分たちがこんなに夜を徹して頑張ってるのに、うちのトップはというようなことで、士気が下がるようなことはあってはなりませんし、また、やはり指揮官を補佐して意見を述べる参謀、軍師といえますか、こうした方々というのがやっぱり必要じゃないかという点では、私は町長に対してそのときそのときの状況で適切なアドバイスといえますか、助言をするような、場合によっては、町長ちょっとそれはちょっと待った方がいいですよってというようなことを意見を述べるそういう経験豊富な行政マン。昨日は町長がよそから来たという点でのいい面もあるということですが、逆に長年行政に携わったからこそ町長に的確なアドバイスができるという場合も逆にあるというふうに思いますので、そういう部下といえますか、町長の周りにそういった方々が配置されているのかどうか、このあたり町長いかがお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、議員がおっしゃるように、まさしくそのとおりだと思うんですね。だから、これが事故や災害があってから云々かんぬんではもう遅いわけでありまして、常に我々はそういう事を考えながらやっています。対策本部の場合は私が陣頭指揮とるし、その前の警戒本部の場合は副町長が指揮をとるということでございますけども、今まで議員も御指摘のとおり、長与町では大きな問題といいたまいますか、そういった災害というものは受けてないわけございまして、それにつきましても長与町の中で総務部長を中心に十分そのあたりのことを常に話をしてくれています。この場合はこうしましょう、ああしましょうっていう提言もございまして。そしてまたそれに沿って、私も副町長もじゃあ今度はこの体制にしようかというようなことで、そういったことで今までのところそういった形の災害での大きな事故になってないということは、やはり現場の彼らが十分そのあたりを熟知して、補佐をしていただいているとそのように私は思っております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

現場の方ではきちっとやってるということですね。それと私が言いたいのは、やはり時にはこうした方がいいですよって、ちょっと町長の考えに、分かりやすく言えばイエスマンばかりにならないような、時にはちょっとそれはまずいですよと言うようなそういう人たちもきちっといるのかどうかですね。いないとちょっとどうでしょうか。そういう状況なのか、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

そういうことは常々言っておりますし、一番判断といえますか、状況が分かるのは現

場の人間ですので、それについては、私のところに電話連絡があつてどっちにしまし
うか、現場はどうかっていうふうな話をしたり、その旨をまた今度町長に報告して、町
長どういう判断されますかと。ただこうした方がいいですよってというのは、常々やっ
ておりますし、例えば外に出たときなんか職員が外に出て状況こうですよってという
状況見てから判断する必要もありますので、どちらかというところからあせい、
こうせいではなくて、現場の状況に応じて現場の判断を尊重して被害を最小限に抑える
ような対応をとるように、常々心がけているつもりでございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

次に、公共施設、スポーツ施設の有料化問題なんですけれども、答弁の中では丁寧
説明をいろいろとしてきて、中には賛同の声もあるし理解も得られたということで、そ
ういう御認識だということですが、いまだに私のもとには、決してもう仕方ないなど
あきらめてる状況でもない。例えばこの体育館が修理をしない状況の中でこっちを使っ
たときに、お金また必要だねというような話もありますし、決して、もう少し耳を傾け
ていただきたいと思います。決して理解を得られている状況ではないというふうに思
います。それで、今年の1月に私ども長与町議会の方で議会報告会を実施したんです
けれども、このときかなりの住民の皆さんから公共施設、スポーツ施設の有料化問題
でいろんな意見が、はっきり言ってほとんどが反発する声だったんですけれども、そ
の中で、議会も当然議決したということはあるので議会の中で答えられる分につい
ては答えてきたんですが、報告書の中でこれは執行部側に伝えますよっていうもの
がございました。これ確認してみたんですけれども、町長になるのか教育委員会に
なるのか、いずれにしろこれは執行当局の方に伝えますよってことでなったもの
が3問ございました。具体的には申しませんが、この報告書は多分議会側から理事
者側の方に行ってるんじゃないかと思うんですが、これがその後どういうふうな
対応をなされたのか。というのは私どももまた9月議会が終わったら恐らく報告
会等々の準備がある。どうなったのかというふうなことが聞かれるかもしれませ
ん。そのこともありますので、こうした住民の側から出されて、町長当局にか
教育委員会かに伝達しますよって言ったことが、どう
いうふうな処理がなされていたのか、これについてお伺いをしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

今の件はどちらの方で答弁していいのかっていうことなのかと思いますので、ぜ
ひ後ほど文書等を確認してしかるべき回答するものがあれば、私の提案ですが、回
答するべきものがあれば、ホームページ、広報ながよ等で、この御意見につ
いては考えてますと、最低限そこはやらないといけないと思いますがいかが
でしょうか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

今、堤議員の御意見で今初めて7月の報告会のときに住民の方から承われた意見というのが私どもちょっと存じ上げないもんですから、どうお答えしていいか分からないのが現状でございます。後で、その旨ちょっと教えていただいて、私どもでお答えできるものは真摯にお答えをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

今の件は、ぜひ議会事務局の方ですね、確認は、私が個人的なことじゃありませんので、議会体としてのものでありますので、ぜひ議会体の責任者の方に聞いていただいて、回答ができるものについては回答していただければというふうに思います。

最後の学校給食米の問題に移りたいと思いますけれども、私この問題が起きたときに頭の中に最初に思い浮かんだのが、教育基本法における不当な支配の点でどうなのかなというところがひっかかりました。それで、この教育基本法の中で、教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより云々という有名な言葉ありますが、この条文ができた経緯等が分かれば御回答いただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

今の不当な支配というのが教育基本法にございますが、教育基本法につきましては、昭和22年に初めて制定をされまして、その後、平成18年に改正をされております。この文の不当な支配という文字につきましては、昭和22年のときにも出ておりまして、当時第92回の帝国議会がございました。その中で政府の委員が答弁をしておりますが、その不当な支配というのは、いわゆる政治的あるいは宗教的なことについて不当な外部からの干渉を受けない。過去そういったことで受けたことを反省をして、先の大戦の反省からこういった文字を入れるというふうなことで説明がっておりますので、そういったことというふうに認識をしております。また、平成18年度にこれが移ったときには、第10条だったものが16条になっております。その16条につきましては、これに加えて、法律に基づいて教育が行われるということと、国、地方公共団体がそれぞれ担う役割についても、同じ条文の中に入れられておるといことも申し添えたいと思います。以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

この不当な支配が教育基本法ができたときあって、第1次安倍内閣のときだったと思うんですが、この教育基本法の改定がなされてここでもかなり議論がなされたんですが、今おっしゃったとおり法律及び他の法律の定めるところによりというところで、この解釈は云々かんぬんってかなり国会の中でももめました。しかし、やはり不当な支配に服することはいけないんだよっていうこの精神はいまだに生きてるというふうに思うんですよね。で、今御説明があったとおりだっていうふうに思います。それで、次に今度は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、地教行法ですね。この中で教育と首長とで権限が分かれているものがいろいろあるというふうに思いますが、私ちょっとそれを全部細かく聞こうかと思いましたが、今回はこの学校給食の問題ですので、その部分端的に、この学校給食に関することというのが教育委員会の職務権限なのか、それとも町長部局の種職務権限なのか。このあたりの法的根拠がどうなってるのか、ここをお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

議員御指摘のものにつきましては、地教行法の中では教育委員会の所管ということで規定をされております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

そこでちょっと確認なんですけれども、その地教行法の中でこういった項目については教育委員会、しかしこういった例えば大学だとか幼保連携だとか、財産とか、こういった項目は町の職務権限、ここがきちっと明確に分けられたというのは私は、その大元にあるのは憲法であり、その下にある教育基本法で政治と教育というのは一定、教育の独立性を確保しなければならないということで分かれているというふうに解釈をしているんですが、ちょっと時間の関係で、どう考えるか端的で結構ですので、そうなのか、違うのか、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

これにつきましては、精神に加えて先ほど申し上げました、国そして地方公共団体が担うところの役割を明確にするということもありますので、そのこともあって明確になっているものと解釈をしております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

国、地方の役割もですけれども、この地教行法の中では、教育委員会の職務権限と町の職務権限なので、同じ地方公共団体の中でも分かれているということじゃないかというふうに思います。今確認したのがなぜかといいますと、私、今回問題の1つとしてちょっとどうなのかなと思ったのは、この学校給食というのは教育委員会の職務権限であり、首長の職務権限とは分離されるというのが明記されているにも関わらず、ここで副町長からこれは調整できないかという趣旨の話が教育委員会にされたというのが果たしてちょっとどうだったのかな。ここは1つの反省点じゃないのかなと思いますが、副町長御見解はいかがでしょう。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

この件につきましては、調整云々の前の段階、まずは契約の段階ですね。相手方の方からの見積りが前年より上がってきていると。ですから前年並みに説得してくれんかという教育委員会のほうから要請がありました。それぐらいあんたんとここでせんや言ったんですけども、教育委員会でいろいろ説得したけども納得してもらえないから、あなたの方から説得してくれないかという教育委員会からの要請がありまして、それに基づいて何とか昨年並みの見積りで納入してもらえないだろうかというこちらがお願いをしまして、御了解をいただきまして29年度の契約になったわけでございます。その中で6月の発注問題については、私がそういうふうに逆に言えば押しえつけたのかもしれませんが、そういうふうなことをしたもんだから、私のとこに言ってこられたのかと思います。あとは契約書を見れば分かるように、契約書にきちっと書いてあるかと思っておりますので、そちらのほうをご覧いただければいいかと思っておりますが、あくまで私がどうこうじゃなくて、これはあくまで教育委員会からお願いされたもので、私の考え意見等々は一切入ってないということだけは申し述べておきます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

今の答弁になりますと、これまで私どもが議会の中で特別委員会を作って、ずっと積み重ねてきた議論がかなり変わっていくんですよね。私どもは十分、私はぜひ教育委員会とか、副町長からも意見をもう少し聞いたほうがいいんじゃないかと言ったんですが、議会の中では、もう十分説明を聞いたから執行部からの説明は要らないよというふうになって、ところが今全く逆の御説明がなったということで、ちょっとまた非常に問題だなというふうに感じております。もしそうだったら今度は逆に教育委員会の方が、私は副町長の対応ちょっとどうだったのかと思うんですが、教育委員会がそれこそ職務権限を飛び越えて、総合調整等々もありますけれども、こういう明らかに教育委員会の方で責任持って、独自性を持って、事務的にきちっと処理しなければいけない問題を町長部

局の方に振るっていうのをまた逆に私、教育委員会の伺いますが、ちょっと問題じゃなかったのかと思うんですが、このあたりはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

副町長の方からもいろいろな、俗に言う要望、陳情、議員の方からも伺うような要望、陳情と何ら変わりはないというふうに私は考えております。だから副町長の方からいろんなお話があったときに、それが不当な介入になるかといったらそれではないというふうに認識をしております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

要望の件なんですけれども、ここは考え方がちょっとまずいんじゃないかと思うんですよね。当然、議員とか、私も含めて議員それから住民の方もいろんな要求、要望を持って、いろんな部長、課長等々を訪ねて行きます。私も先日も次長のほうに訪ねまして、ここの教育施設のところで車が転落しそうで危ないという住民の声があるから、転落防止の対策をしたらどうかというような要望を出しました。こういう住民からの要望の問題と、この直接、行政の契約とか業者とか、金銭、誰がするかとか、どういう契約をするか、こういうことに関しては私一切今までやったことないんですよね。これは絶対議員としてやっちゃいけないもんだと僕はここで線を引いてるんですが、それと何ら変わらないっていうのは、ちょっと行政のコンプライアンスの問題、後ほど言おうかと思ってたんですが、今の答弁で本当によろしいんですかね。私非常に問題じゃないかと思うんですが。一般的ないろんな要望活動とこういう契約についてするということはまた別だというふうに思うんですがいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

私の方は圧力があって変えたとか、そういうものは感じておりませんし、実際、発注業務も、ただ期日の変更をさせていただいただけということで認識をしております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

ちょっとここはずっと水かけ論になりますので、ちょっと方向をまた、その問題はまた関連するんですけれども、分かりました。実はこういういろんな契約の問題で、どういうふうな対応が今後、進めていけばいいのかっていうことで、他自治体のいろんな取組を私も見させてもらいました。その中で、1つは神戸市の資料を見させていただきま

した。神戸市の方で、職員に対してこういう契約とかいろんな入札、契約等々についてやるときに1つは法的には、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律でこういうのがありますよということで例を挙げてるのが、契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促されること。それから入札及び契約談合その他の不正行為の排除が徹底されること。こういったことが大事だというふうなことが書いてありました。それでやはり契約の公正な競争が果たしてなされているか。それから不正行為の排除が徹底されているか。こういったことがやはり本町としても、もう少し検証を今回の新聞報道を契機に、昨日は総務部長がやっぱり今後はちょっと見直しを考えんといかんとおっしゃいましたよね。教育委員会も含めて検証しなければ、今の考えだと何も問題ないよっていうのか。やはり検証していかなければならないというふうにとらえるのか。どちらであられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

先ほどの答弁書にもございましたように、特別委員会の結果を待ちまして、今後の進め方というのは研究をして、また、今年度できるものはやっぴいこう、また、先ほどお話の中にも、来年に関してはその分も考慮しながら変えるべきものは変えていこうということで考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

議会の特別委員会の結果を見たあとってということですが、やはりその前にいろんな下調べをずっと今のうちにされていた方がいいんじゃないかというふうに思います。議会は議会体としての行動ですし、行政は行政、二元代表で別組織、別機関でありますから行政は行政の方で独自に事前にいろんな調査をされていくということが必要だと思います。それで私は他の自治体の事例の中でいろいろ参考になるなと思うのが、いろんな働きかけ、例えば私が相談に行ったりするときに1対1で会うのじゃなくて、組織的に2人3人で対応するであるとか、それとか非常に生々しいような話が始まったようなときには、記録のために録音させてくださいねと言うのが1つの牽制になるらしいんですよ。こういったこと取り入れてはどうか。それから密室での会談はなるべく避けて、いろんな職員が聞いている中で話をする、こういうのが非常に書いてありました。こういったことも議会の対応を待ってからじゃなくて、内部ですべて調査、研究を進めていくべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

議員からおっしゃられたんですが、その前に私たちもそのことは考えまして動いております。そして、要望にしても何にしても今のような複数対応とか、記録あたりもしております。一応そういうことで、これからは今回のことを反省して以後そういうことがないようにと改善していこうと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

給食米の問題については、また後日、同僚議員からも質問がありますので、なるべく重複を避けたいと思うんですけども、いろいろ契約の問題を調べてる中で、やはりこの発注、契約管財課の方がいろんな発注等々にたけてると思います。教育委員会の方ともいろんな発注のあり方、それから注意点、留意点ですね、こういったものもいろいろ研究しないといけないと思うので、1点これはどうかと思うのが、発注者である町が契約の相手方を飛び越えて請け負っているものに直接指揮をするっていうのが、これが派遣法に該当するというような記述がありました。それで今後そういったこともやはり発注者の代表、発注者と受注者の代表って言いますか、責任者が直接発注のやりとりするというのは分かるんですが、もう直で動いている業者に、直でこれをああしてくれと発注したり、いろんな指揮命令するっていうのが派遣法に抵触する。やはりこういった問題も契約管財課、多分知識持ってると思うので、十分このあたりも留意が、今後必要じゃないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

その点も重々留意しながら今後の契約事務の遂行に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

実は私も退職した職員のOBからいろいろと過去に苦労したんだよというふうな話も伺って、しかし守秘義務があつてですね、というようなこともあるんですが、私は地方公務員の守秘義務というのは、公正な業務を守るため、例えば入札価格を絶対教えないと、守秘義務があるから言えませんというためのものであつて、圧力や談合があつてるとは言いません、もしそういうものがあつたときに、それを隠ぺいする手段として守秘義務があるということではないというふうに行政考えないといけないと思います。もう1ついろいろ調べますと、逆に告発しなければならぬ告発義務っていうのがある。これが刑事訴訟法の239条の2で、「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」これは公務員の告発義務とい

うことで、官吏というのは国家公務員、公吏は地方公務員が職務をする中で、これは犯罪につながっていく可能性があるなど疑われる段階で告発をしなければならないという義務があるわけです。だからこのあたりも十分、今後念頭に入れて、いろんな契約については考えていく必要があるというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

議員おっしゃるとおり、そこら辺も随時研究をして、今後いろんな疑惑を招かないような形の事務を執り行いたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

私今回、行政に対していろいろ言いましたけれども、あくまでも今後こうした問題を契機にさらに信用失墜にならないように、イメージアップを図っていただきたいという趣旨で質問をさせていただいております。神戸市職員のコンプライアンス共有理念というものが書かれてありまして、そこを目を通して見ますと、前例にとらわれず市民本位の立場に立って、絶えず業務改善、意識改革に取り組むこと、と書いてあるんですね。例えば本町、行政も議会もそうですけれども、今現在の規則とか要綱に反してないからこれでいいんじゃないというような考え方じゃだめだっていうことが書いてあるんだというふうに思うんです。やはり問題点なり改善しないといけないんじゃないかというものがあれば、不断の改善努力ということをやっていく必要があるんじゃないか。議会基本条例の中でも、議会はそういう不断の改善努力をやっていくということ書いてありますが、ぜひ、そういう業務改善、意識改革を、前例がこうだからいいんだじゃなくて、やっぱり見直すべきは見直すという姿勢で今後臨んでいく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

今、議員からおっしゃっていただいたとおりでございます。今後、このことを契機にもっともっと改善しながら進めていきたいなと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

では、私の一般質問を終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で14時15分まで休憩いたします。

(休憩 13時59分～14時15分)

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順9、安部都議員の①放課後児童クラブ、学童保育の実態と今後の解決策について。②障害者職員採用と雇用問題についての質問を同時に許します。

3番、安部都議員。

○3番（安部都議員）

皆さんこんにちは。一般質問をさせていただきます。

①放課後児童クラブ、学童保育の実態と今後の解決策についてお伺いいたします。放課後児童クラブ、学童保育は平成6年のエンゼルプランに伴う補助制度創設、また、放課後子ども総合プランに基づき、受け皿拡大によって急激に増大いたしました。また、保護者の共働き、1人親家庭にとって必要不可欠な存在でありながら、待機児童も多数増大している状況であります。2012年子ども子育て支援法が制定され、児童福祉法も改定をされております。7月4日の住民懇談会で学童保育の現在の現状と補助金の状況等をお聞きし、問題点や今後の課題等、浮かび上がってきました。それを踏まえ、今後の取り組みについてお伺いいたします。（1）現在の放課後児童クラブの実態と現状について、どうお考えになるでしょうか。（2）定員基準を超えたクラブが多数ありますが、それについての対策はあるのでしょうか。（3）専用区間の面積ははるかにオーバーしていますが、どうお考えになるでしょうか。（4）支援員数の不足や職員の待遇、非正規雇用労働者が多い事等、予算、補助金は十分でしょうか。

②障害者職員採用と雇用問題についてお聞きします。厚生労働省は民間企業が義務づけられている障害者の法定雇用率を現在の2.0%から2.3%に引き上げる方針を固めております。現在は身体障害者と知的障害者だけが対象ですが、来年の4月から統合失調症など精神障害者等も加わり対象が増える予定であります。来年4月に2.2%引き上げた後に、2021年3月末までの内に2.3%となっております。現在は従業員50人以上の企業に障害者雇用が義務づけられております。しかし、法定雇用率を達成している企業が半数に届いていない実績があります。また、国、地方自治体、独立行政法人は2.5%、都道府県の教育委員会は2.4%となっております。来年4月から適用される事から、町の今後の対応についてお伺いいたします。（1）本町の雇用率は何%になっているのでしょうか。（2）障害者差別解消法と就労に伴う合理的配慮について、どのようにお考えになりますでしょうか。（3）地方公務員法欠格条項の不備を補う為の欠格条項例外条例を制定する考えはないのでしょうか。（4）庁舎内でのチャレンジ雇用についての見解はどのようにお考えになりますでしょうか。（5）来年度から雇用割合が変更されますが、その対策はお考えになっているのでしょうか。

以上、答弁お願いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、安部議員の放課後児童クラブの実態と今後の解決策について、1番目1点目の現在の放課後児童クラブの実態と現状についてのお尋ねでございます。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づきまして、1クラブ当たりの登録児童数が適正人数となるよう、順次整備を行ってきているところでございます。経過といたしましては、子ども子育て支援新制度がスタートしましてから、新たに3か所を新設しておりまして、現在10か所で運営をしていただいております。特に課題となっておりました長与小区域につきましては大規模クラブが解消されてまいりました。更に今年度は洗切小区域と北小区域におきまして、整備に着手をしておりまして、残す所は高田小区域の整備が完了すれば、全体数の確保につきましては一定の目途がつくのではないかとそのように思っております。整備が完了していない高田小区域におきましては登録児童数が多くなっておりますので、対応策といたしまして、児童館内の活動と調整を図りながら、館全体を使用する事はもちろんの事、専用区画面積につきましても一部拡大をして利用していただいている状況でございます。経過措置期間の間に適正人数となるよう引き続き努力をしてまいりたいと考えております。

次に2点目の定員基準を超えるクラブが多数有るが、その対策はという御質問でございます。1支援単位を構成する児童の数は、概ね40人以下と基準条例で定められておりますけれども、経過期間につきましては基準を超えた登録を可能としております。現状といたしましては、登録児童総数で比較してみますと定員基準を満たしていないクラブもございますが、毎月提出していただいている利用実績、これを拝見いたしますと、高田児童クラブを除いて基準を満たしているという状況でございます。また、登録児童数に対しまして利用総数が76%程度となっておりますので、年度当初の登録時に十分精査をしていただいた上で登録児童数を算定していただくよう指導しております。それと共に高田小区域の整備が完了すれば、解消するものと捉えておるところであります。

次に3点目の専用区画面積のオーバーについてどう考えるかという御質問でございます。専用区画の面積基準につきましては、児童1人につき概ね1.65平方メートル以上となっております。こちらでも登録児童数で比較をしてみますと面積基準を満たしていないクラブがございますが、利用実績では洗切児童クラブと高田児童クラブを除いて基準を満たしている状況でございます。定員基準同様、年度当初の登録時に十分精査をしていただいた上で登録児童数を算定していただきますよう指導をすると共に、計画的な整備を行っていく事で解消するものであると捉えております。

次に4点目の支援員不足や職員待遇等、予算、補助金は十分なのか、そういう問い合わせでございますけれども、支援員の数の基準は支援の単位毎に2人以上、内1人は補助員を以てこれに代える事が出来ると定めてあるところであります。また質の向上を図る

為に、支援員は県が行う研修を修了した者でなければならないと規定をされており、順次受講をしていただいているところがございます。各クラブ共、基準を満たしている状況でございます。人件費に係る補助金でございますが、放課後児童クラブには運営費補助金の他に、直接、支援員の給与に反映するよう処遇改善補助金を、また障害児が1人以上在籍するクラブには障害児受入推進事業補助金、更に5人以上在籍するクラブにつきましては障害児受入強化推進事業補助金というものをそれぞれ加算して補助をいたしているところがございます。新制度前と比較しますと、登録児童数は26年度が438名、28年度が479名と29名の増員に対し、運営補助金総額は26年度が7クラブでおよそ5,000万円、28年度が9クラブでおよそ8,000万円とおよそ3,000万円増額となる予算確保を行ってまいったところがございます。今後も国が示す基準に基づき必要な対策を講じていこうと考えております。

2番目1点目、御質問の本町の雇用率の御質問でございますけれども、本町での障害者雇用率でございますけれども、現在3.07%でございます。

次に2点目の御質問であります障害者差別解消法と就労に伴う合理的配慮についての御質問でございます。障害者差別解消法によりまして、行政機関等に対しましては、障害者の方に対する不当な差別的な取扱の禁止や合理的配慮の提供、こういったものを義務づけております。本町におきましても、平成28年4月に長与町職員が障害者の方に対しまして適切に対応する為に必要な事項を定めました長与町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を策定いたしましたところであります。この職員対応要領の中で、障害者に対する不当な差別的取扱の考え方や合理的配慮の考え方と具体例を示しているところがございます。障害者の方から何らかの配慮を求められた場合には、その方が置かれている状況を踏まえながら、社会的障壁のバリアフリー化の為に、負担になり過ぎない範囲で合理的配慮につきましては、柔軟に対応していく事は必要と思っております。今後共、職員対応要領にもあります通り、職員が的確に対応出来るよう職員が遵守すべき服務規律の一環として、障害者への適切な対応を推進してまいりたいとそう考えております。

次に3点目の欠格条項例外条例の制定という御質問でございます。地方公務員は全体の奉仕者として、公共の利益の為に勤務し、職務の遂行に当たっては全力を挙げて、これに専念しなければなりません。本町におきましても住民サービスの向上の為に、町民に取りまして有用な職員の育成に繋がるよう人材育成を行い、職員のスキルアップを図りながら、全体の奉仕者として町民の皆様に対しまして、平等で適切な判断が可能な職員を求めておるところでございます。この事から地方公務員法におきましても、成年被後見人等を含む一定の状況にあるものにつきまして制限する規定等が定められているところがございます。議員御質問の欠格条項例外条例の制定につきましては、地方公務員法の趣旨等を総合的に勘案すると共に、今後の国、県、近隣市町の動向も注視しながら、慎重に検討すべきものと考えております。

次に4点目御質問のチャレンジ雇用につきましては、障害者の方を一定期間地方公共団体で雇用し、その就労経験を踏まえまして、民間企業で雇用していただく制度で、いわば障害者の方の自立を目的とした雇用施策と認識をしております。庁舎内でのチャレンジ雇用についてでございますけれども、障害者の方を受け入れる際には、サポートを行う職員や障害者の方が円滑に就労出来るよう助言等を行う職場適応援助者つまりジョブコーチの配置等、こういったものの環境整備が整っていないと非常に難しいという事ですので、現況での受け入れは難しいものと思っております。チャレンジ雇用につきましては、今後、本町での職務経験が民間企業においてどのように活かせるのか。また民間企業における法定雇用率達成の向上にどのように繋がっていくのか、ニーズや要望等の状況も踏まえながら、今後とも研究をさせていただきたいと思っております。

次に5点目の御質問であります雇用割合の変更に伴う対策の御質問でございますけれども、本町の障害者雇用率は現在3.07%であり、来年4月から適用される障害者雇用率2.5%を既に上回っている状況でございます。しかしながら、今後、対象となる職員の退職等で、この雇用率を下回る状況となる際には、障害者を対象とした職員採用を行う等、障害者雇用に関しても、努めてまいりたいとそうように考えております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それでは、再質問に移らせていただきたいと思います。放課後児童クラブにつきましては27年度から31年度までの5年間の経過措置において、32年度から適正人数にしないといけないというところでありますが、現在の小学生の母親の就労状況は25年の調査では71.4%でしたが、現在4年経過し何%になったか、お分かりになるでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

その後の就労の調査っていうのはしておりません。これは5年計画でやっております、来年調査をする予定としております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

来年調査をするというところでありますけれども、4年経っていますので、結構、アップしてるんじゃないかなというふうに思いますが、今後、適正人数に即して各クラブが制限をしていくとなると、待機児童が出てしまうというところでありますが、待機児童を出さないようにとの指導があるというふうに伺っておりますが、その方針というの

は変わらないでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

待機児童を出さないようにという指導は、あくまでもこの経過措置の5年間については人数を上回った所でも補助金を出す事が可能ですので、今は整備の途中なので、今のところは、すみませんけれども引き受けてくださいということをお願いしております。ただ、経過措置期間を過ぎた後になってきますと、整備基準を満たしてない所には補助金が国の方から執行されないという事になってまいりますので、そういった指導は出来なくなってくるというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

待機の児童を出さないとなると1クラブの定員オーバーというところになりますので、現在ですね、この5年間は。しかし、定員をオーバーするという事は、1人当たり31,500円の減額をされるというところでありますので、午前中、同僚議員が質問にあったところで町長答弁をされておりますけれども、この31,500円に対して、例えば高田の例を申し上げますと、79人居たら定員の40人引いたとして、それを31,500円の人数で掛けたら、1,165,500円というところになります。補助金を引いたとしても、50万円から60万円の減額を現在されてるというところになると思えますけれども、午前中の答弁では、この町の単独補助というのは考えていないというところでありますけれども、再度お聞かせください。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今、高田児童クラブが79名ということでお話をされたんですけれども、今年度、29年度で補助申請があつて数字は、高田は70名でいただいております。それから1人当たりにつき31,500円の減額があるということですが、これも国の基準に基づきまして31,500円と言いますと、1か月につき2,625円と。この分を逆に子供の保護者の方から保育料として入ってくるという事で、差し引きの減額措置という形になっております。これまでも過去に、午前中も答弁しましたように、適正人数を超えて活動されておられたクラブもおりまして、そこに対しましても町の単独補助金というのは今までも行っておりませんでしたので、ここだけ今年度に限ってだけするという事も、なかなか公平性を考えますといたしかねるというふうに判断しております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね、現在、児童クラブのワークライフバランスを基準に置いて、待機児童を出さないという所も絶対なんですけども、現在の児童クラブの定員基準を超えて待機児童が発生してる場合は、国の方でも補助金額の他にけた上げして、また、補助金額が出るというふうになっておりますが、そこら辺のところは活用はされてるんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

放課後児童クラブの補助金につきましては、基準額の他に例えば時間を延長して保育をしますとか、基本日数をオーバーして開設をしますとか、障害児を受け入れますとか、そういったものに対しては加算というのがありますけれども、その人数を上回った部分に対してのかさ上げっていうのは、今のところは無いかというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

別に、国の方が基準として待機児童が発生してる場合における別枠として、けた上げがされるというふうになってる訳ですよ、実際的に。29年度のこの国の要綱を見たらですね、だから、そのところでやっぱり活用したら良いんじゃないかなというふうに思われますので、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

国庫補助金のかさ上げについてっていうのは29年度からございますけれども、人数をオーバーしているからかさ上げをしますっていう内容のものではございませんで、支援単位を増やすとか、きちんと放課後児童クラブとして、今、1クラブでやっているものを、支援単位を2つに分けて2支援単位でやりますとか、例えば夏休みに人数が増える場合に別途場所を設けて支援員とかもきちんと配置をして、そういった場合にはかさ上げ補助というのはございますけれども、単純に人数が増えた分に対してのかさ上げ補助っていうのは無かったかと思えます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解しました。2つに分かれた場合等に対して、そのかさ上げ補助というところが出るというところでありますけれども、実際ですね6月の議会の同僚議員からの質問で、先程、町長が答弁なさったように残す所は高田小学校だけだと、対応策として児童館の一部の面積を利用しながら適正な対応を図っていきたいという6月の定例議会での答弁

もありました。本日の回答も全く同じような回答となってるんですけども、この高田児童クラブにおきましては、実際にもう倍以上の人数で、今、面積も圧迫した状態になってる訳ですよ。そこで、放課後児童クラブ、子ども総合プランにおいて、放課後児童クラブと放課後子ども教室による連携っていうものが必要だということになっておりますけども、現在、放課後子ども教室の開設はどどこかされておりますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

総合プランに係るところの放課後子ども教室の開設は長与町内では有っておりません。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

今現在されてないというところなんですけども、高田地区においては、今現在、空き教室というのは無いんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

前回、学童保育の御説明をさせていただいた時もお答えしたんですけども、洗切小学校が今度は1部屋増やして、学童保育として利用させていただいておりますけども、洗切小学校自体が、以前は長与ニュータウンを抱える小学校でございましたので、学校規模がかなり大きい学校でございました。今回の高田小学校での空き教室となりますと、高田小学校は学校規模が全然小さくて、子供の数も増えて来とるんですけども、そういう形で空き教室が無いということで、学校での学童保育は出来ないということでお話をさせていただいたところが、この間の答弁でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

空き教室が無いというところで、了解いたしました。例えば私がちょっと1つ案として、高田郷にあります西彼保健所の隣に看護師の寮があった所、そこは現在、空き地となっているんですけども、ここで利用をさせていただいて、児童クラブの運営がその土地をお借りして可能というふうに思いますが、県の政策企画課との交渉というものは、どのようにお考えになってますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

こども政策課の方にはお話しておりませんが、西彼保険所の方とは借用が可能

かという事の確認だけはさせていただいております。ただそうなってきましたと、当然、借地料というものが発生してまいりますので、出来れば町有地の中でというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

お話をさせていただいてるところなんですけど、実は私もこの西彼保健所の所長とか、県の振興局の総務部の部長とお話ししてきました。やはり現在、子ども政策課の方から何も御返事は来てませんよという回答があったんですけども、やはりこういった空き地を、小学校の近くの空き地をやはり利用して、学童クラブというものをそういった所では併設していくというところで、子供たちにとっては、安全安心な場所を作っていくというふうに思いますけれども、現在、住所は長与町であります。そして、長与の会議等もそこで開かれてるところもお聞きしましたし、百合野第1の子供たちもラジオ体操をそこで、現在、使用させているというところでもありますので、その借地料という発生するかもしれませんが、その所は子どもたちの事を考えて適切ではないかなど。そのところは町として少しは負担をしていただくとか、例えばこの借地料に関しましても国の補助金というものが出ておりますので、県と、出ておりますので、その辺りも活用したらいかがかなというふうに思いますが、再度、お聞かせください。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

会議であるとか、ラジオ体操に関しては一時的な借用という事で恐らく無料でお貸し出来ているのかなと思うんですけども、そこに建物を建てるとなると占用してしまうという事になりますので、定期的に先程も申し上げましたように、借地料が掛かってくるかというふうに思います。今現在、新設で学童クラブを整備した場合、議員おっしゃるように借地料の補助っていうのはございますけれども、以前も他の区域の所で民有地をお借りして整備をした所があったんですけども、そこも当初は借地に対する補助金というのが有りましたけれども、確かあれも5年で切れたように思います。借地料に関する補助金というのがずっと永遠に続けば良いんですけども、これもまた補助金として、いつまで続くか不確定のものだと思いますので、後々はまた町の持ち出しという事を考えますと、なるべく町有地の方でというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それでは31年度までに達成する為には、それなりの計画が必要ではないかなというふうに思うんですね。そこで、行動計画案っていうものをしっかりと立ち上げた方が良

いではないかなというふうに思いますが、その辺りはどのようにお考えになってますか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

長与町子ども子育て支援事業計画というものが有りまして、この中で放課後児童クラブの整備につきましては計画をしているところになります。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうなんですけれども、その5年間の事業計画の子ども子育て支援事業計画を見せていただいたんですが、なかなかその内容的にはほとんど網羅されていないというか、具体的な事が見えないんですね、数字としてですね。行動計画とこの事業計画は一体化して策定可能という事ではありますが、具体策として、今後示すべきではないでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

アンケート調査に基づきまして、一応、利用の見込みということで、31年度582名という事で結果が出ております。確保方策としても、31年度末には582名分の児童の整備をするということで計画をいたしております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解しました。しかし、専用区間の面積というのは1人当たり1.65平方メートル以上でなければならないというところがあります。現在、高田地区におきましては、その倍の人数ですので非常に狭いところでもありますので、今の人数が使用するには、児童館の一部を利用しているところ、私も高田の児童クラブを見てまいりましたけれども、もう壁、床、柱、天井、ぼろぼろですね。そして非常に古くなって剥がれている所がたくさん有る。ガムテープで全部補強をしているところでもありますので、これで子供たちが本当に、衛生的に安全に安心してゆったりと学べるのかなというふうに思った訳ですね、非常に愕然として帰って来た訳ですけども、やはりそういったところで、安全面や衛生面というところで保たれているというふうに思われますか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今現在は、高田児童クラブにおかれましては人数が超えておりますので、確かに基準を満たしていないところではあります。以前は、1区画1部屋66平米の所に、入って

いただいていたんですけども、今年度からはその隣の小さなお部屋なんですけれども、その27.34平米の所まで占有という形で、お貸しをしているような状況ですので、合計をしますと56名分という形になってまいります。56名分という事は、今年が70名の登録ですので確かに足りてはいないんですけども、御飯を食べる時間ですとか、おやつを食べる時間は確かに占有している面積でないと生活が出来ないという、本当に狭い思いをさせてしまってるなと思うんですけども、その時間以外につきましては児童館のその隣のお部屋、遊戯室であったりとか、1階の児童館の部分も十分に使っていたり遊んでいたような状況になっております。児童館の整備、壁とか柱とかっていうお話がありましたけれども、私も夏休み、子供が1番多い時であるという事で様子を見に行っていましたけれども、他のいろんな児童館と比較して、確かに高田児童館が1番古くはあるんですよ。でも、児童クラブの中は整然と整理をされてあって、本当によく子供たちの保育に適切な部屋として使っていたというふうには感じているところです。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

適切に児童館の方たちも支援員の方たちも、もう本当に子供たちに1人1人に愛情を持って接していたのがよく分かりました。しかし、やはり手狭なんですよ、どうしてもね。もう子供たちが遊ぶ場、勉強する場、そしてまた雨が降ったらその中で、みんな全員お部屋にいないといけない。そしてまた、具合が悪い子は静養する部屋も必要だということで、別々になって分かれている所は、やっぱり子どもたちが共有して一緒にゆったりと本当に学べないなと、ゆったりと居る場所ではないなというふうに思った訳なんですよ。

町長、子育て支援体制につきまして、妊娠から出産、子育て、保育園、幼稚園まで切れ目の無い支援を行うと、個別のニーズを行っているというふうに町長も、政策方針されておりますけれども、私は、この子供が小学生に入った途端に、ほとんど1日は、小学校の中で過ごす訳ですよ、親御さんというよりも多い。しかし、下校したら、放課後の居場所が安心して過ごせる場所は無いついていうのは、私、これ問題だと思うんですよ。その辺りやっぱり公設民営化であっても、小学校のしっかりとした子育てを、小学校やっぱり6年生まで見て行かなくちゃいけないというところで思いますが、町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

これはもう長与町だけの問題ではなくて全国の問題と思うんですよ。政府としても放課後子供総合プランという事で、児童クラブとか、教室を使ってやりなさいというよう

な事で、いろんな事をやってきております。長与町もそれに合わせて現在10か所、これもいろんな事も問題ありながら、乗り越えてここまで来た訳であります。特に役場前辺りはたくさん児童の数が多かったんで、ずいぶん苦慮いたしました。皆さん方とずいぶんお話しをさせていただきながら何とか工夫をしながら、ここまで来て10か所に増やして来た訳でございます。ただ、この人の数っていうのは、上下したりなんかしたりしますので、安易に、例えば建物を建ててしまった場合には、どうしてもその後はどうするかという事もございます。そういった面で出来るだけ工夫をしながら町としてもやっていきたいと。有り余った財源ではありませんので、その財源をどう有効に使うかという事で、毎日、我々も腐心しながらやっておるところでございますので、そのところは御理解いただきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

私は何か有り余った財源が無いと言われても、やはり子供を育てる上では、町長も今朝言われましたように、第一にその重要施策として、やっぱり子育てっていうと挙げられましたよね。そこでこういった所は、こんなぎゅうぎゅう詰め1つの部屋に入れられた状態で、せめて児童クラブを2つに分けて、国からの補助金も2つに分かれたら、かさ上げされる訳ですので、2つ分来る訳ですよ。だからそういったところで、きめ細やかな、小学校まではしっかりと、お母さんたちが働きに行く、介護をすとかいった時に、子供たちが安心して預けられる場所が無いと私はいけないと思うんですよ。だから、財源が無いっていうのではなくって、その所を何とかして、国の補助金、県の補助金を活用しながら、そこはもう工夫すべきだと思いますが、やはり1つ、どこか適切な場所というのは、町長、無いんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

ちょっと誤解しないでいただきたいのは財源が無いとは言っていないですよ。財源はいろんな所で、形で作ってまいてます。今までもですね。ただ、さっき言ったかさ上げというのは2つあるって言いますが、1つは夏休みとかそういった一時的な分についてはそれは出来るかもしれませんが、通常的な場合は出来ないということもあります。だから、今所管としては何とかお金をどんな風に使っていかうかという形で腐心をして、立派な子育てをしたいという気持ちは同じでございますので、そういった形の中で我々も取り組んでいるという事をそういった意味での御理解をいただきたいということでございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

あまり納得するような理解は出来ないんですけども、しっかりとそここのところを考えていただいて、今後、対応策を図っていただきたいなというふうに思います。

次、支援員の不足や職員の待遇、予算等の補助金、これについてなんですけども、現在、本町は長崎県が独自で行っております事業として、5,000円が県からは提供されておりますが、本町は月額3,000円というところで補助がなされてる訳ですが、その3,000円になった理由というのはどういうことでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

おそらく、ひとり親に対する補助金の事を言われていらっしゃるのかなと思うんですけども、保育料の平均をした場合に、長与町の場合が当時6,000円前後であったという所から3,000円という設定になっているようでございます。今現在が、保護者会運営の部分と社会福祉法人運営の部分で、ちょっと保育料がかなり差が出てきておりまして、平均をしますと8,000円位になってくるのかなというふうに認識をしておりますので、ここの部分は、今、既にもう試算をしているところなんですけども、改正が出来ていければというふうには考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

では現在、減免措置を必要とされてる、全体の人数というのはお分かりになりますか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

ひとり親世帯が、今年度で56世帯になっております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

現在、3,000円という事で56世帯、県と折半で、例えば3,000円を1,000円上げて4,000円にするとか、県と折半でそこは2,000円、2,000円となりますので、1,000円上げる事は可能でしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

県と折半で、2分の1ずつで上限が5,000円というのが、今の県の補助要綱になっております。そこも4,000円にするのか、5,000円にするのかというところ

も併せて、いかほど財源が必要になってくるかというところも考えながら、検討していきたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そこは前向きに経済的に困窮している家庭、保育園の時には全面的な減免が出来てた。しかし、小学校になると他の世帯と変わらないように、全て支払いを、保育料をしないといけないという大変不条理な状況に落ちてますので、4,000円でも5,000円でも上げていただきたいというふうに思います。そこで支援を必要とされる子どもですけれども、障害児受け入れ強化推進事業ですけれども、国の動向では今年度より障害児が5人以上の受け入れを3人以上の場合と拡充するというふうになっておりますが、本町の運営費補助交付金要綱というのは、変更をすべきではないでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今年度予算につきましては、まだ29年度の補助基準額が適用されておりませんで、前年度の28年度の補助基準額に基づいて予算要求をさせていただいたところがございますので、今現在は要綱の改正はいたしておりません。補助金ですので、予算の範囲の定める所での補助という形で補助要綱ではなっております。予算の確保が出来ましてから補助要綱の改正につきましては、考えていきたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

障害児の多いクラブもありますし、それぞれ支援員の方たちも非常に安い賃金で、そしてまた、子供たちを保育するという重労働でありますので、そのところはやっぱりしっかりと処遇改善等もなされたいというふうに思います。

次の質問にまいります。障害者の職員採用と雇用問題についてですけれども、現在3.07%、本町の雇用率となっておりますが、障害者の雇用は庁舎内では何人いて、障害種別を教えてくださいませんか。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

本町の対象になる障害者の方は5名おります。全員が身体障害者ということでございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

全員が身体障害者、種別を教えてください。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

肢体の障害者が4名、心臓関係の障害の方が1名ということでございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解いたしました。チャレンジ雇用、現在のところは難しいというところでお答えがあったんですけども、私が視察に行った東京都豊島区では、精神の障害者の方を就労継続支援として雇用をされておりました。チャレンジ雇用といたしましては、知的障害者を2名雇用して、役場内での交換便、事務補助、チラシ、封筒折り等をされて、2人雇用をしていたというところで、28年度は1名が一般に就労されておりますけれども、これは今後、障害者を雇用していく中では、このチャレンジ雇用というのは必要だと思いますけれども、今までもチャレンジ雇用した事は無いというところではありますが、今後はどのように、再度お聞かせください。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

今までチャレンジ雇用をした事はございません。今後ですけど、この雇用に当たりましては、障害者の特性に適った職務の見極めとか、支援員の配置とか、職場環境の整備等も必要になってくるかと思えます。この事を考えれば、チャレンジ雇用を行うにしても、今後の企業への貢献がどのように出来るのか。答弁にもありましたけど、そういう事も踏まえながら考えていく事が必要かと思っております。このチャレンジ雇用のニーズとか、要望等がどれ位有るのかっていうのも考えないといけないのかなということも思っております。

○議長（内村博法議員）

安部委員。

○3番（安部都議員）

来年4月からは、やはり精神障害者の雇用が義務化される訳ですよ、その辺り、現在では下肢が4名というところで、内部が1名というところなんですけど、そういったところでしっかりと庁舎内としても、その雇用の義務化としても果たすべきではないかなというふうに思いますが、もう一度、お聞かせいただきますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

行政としての果たす義務はあろうかと思えますけど、先程も申しました通り、うちの公務の執行状況、職場の環境、こういう事を踏まえると今からちょっと研究をさせていただきたいと思っております。もう一つ、私先程、肢体不自由の方が4名と申しましたけど、3名でございまして、もう1人は聴覚障害者ということでございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解しました。本町の障害者雇用は、24年度に身体が1名、そして27年度に2名というところで雇用されてる。で、今現在5名というところなんですけど、今年度は雇用されていないんですね。今後、庁舎内でも採用に前向きに検討すべきではないかと雇用に対して思う訳なんですけど、どのような雇用形態となってるんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

現在、先程も答弁でありました通り、雇用率が3.07%という事で、大幅に2.5%を超えております。この事からもう特別に対策を講じるという事は考えておりません。しかしながら、先程も答弁であった通り、対象となる職員が退職したり、例えばまた雇用率の方が上がったって、下回るっていう事があれば、その時にはそれなりの対応をしていきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それでは、合理的配慮についてお伺いいたしますが、欠格条項も含めていきたいと思いますが、本町の身体障害者等の採用選考要件っていいんでしょうか、お聞かせください。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

もちろん年齢制限と身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者、それから自力により通勤が出来、かつ介助者無しに職務の遂行が可能な者、それと欠格事項として地方公務員法第16条の規定に該当する者ということでございます。

○議長（内村博法議員）

安部委員。

○3番（安部都議員）

採用選考要件、欠格条項等も様々あると思うんですけども、熊本市、大牟田市、埼

玉市、富士市、豊中市では、例えば聴覚障害者試験の時には手話通訳をつけるとか、視覚障害者には点字受験を可能にしている。そしてまた、自力で通勤の条件も外すと家族等による送迎も含むとか、そういった所も追加をされて合理的配慮も行ってありますが、本町に対してもこのような合理的配慮を検討すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

採用に当たりまして、先程チャレンジ雇用でも答弁をいたしました通り、障害者の特性を適った職務の見極めとか、職務に求められる能力の水準の設定、それから支援員の配置や勤務形態等、職場環境等々の整備は必要と考えております。この事を考慮いたしまして、例えば、現在のところはある一定の条件の元に、身体障害者であれば採用する側も、採用される側も、双方問題なく受け入れ可能だということを判断いたしまして、今まで採用を行ってきたところでございます。今のところ雇用率も充足をしている状況でございますので、しばらく身体障害者に対して採用がございませんので、この所はじっくり検討研究をさせていただいて、他市町の動向も見ながら検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

欠格条項の不備についてなんですけれども、公務員法で定められてる訳なんですけれども、他県で知的障害を抱えた障害者の方が大学を卒業していろんな検定を取った中で、市役所の方に就職をしたと、その方の父親が重病になった為に、どうしても成年後見制度をつけなければならなくなりまして、利用して、補佐の審判を受けたんですね。その補佐の審判を受ける事によって、被当事者が被補佐人となってしまって、市役所の方から解雇通告を受けたという事例があります。これ今現在、訴訟中でありますけれども、このように公務員法に則って行ったら、障害者の人権侵害や差別とか不条理、差別等も起きてくる状況になる訳なんです。現在、職員として雇ってる所がそうやって突然に解雇通知を受けるという、あつてはならないような事だと思いますけれども、そのところも本町としては身体だけでなく聴覚が1人、内部が1人と言われましたけれども、そういったところで幅広く検討すべきだと思いますし、欠格条項についても、今後、そのような対応を今後の検討として、するべきではないかというふうに思いますが、再度考えをお聞かせください。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

この地方公務員法による欠格条項なんですけど、職員が成年被後見人とか、健康異常になったら失職するとか、そういう関係があるんですけど、この成年後見制度自体が例えば、正常な判断能力が無いという事で、司法が認めたものに対して適用されるものっていう事で理解はしております。そういう関係で公務の執行上、公務員の欠格条項が設けられているという事を考えれば、やっぱり現在のところ欠格例外条例がある所が少ない訳でありますし、そこの所は、今後、法の趣旨、例えば公務の執行状況もじっくり見極めながら慎重に検討をしていくべきものと思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

知的の方も精神の方も立派に職務を果たしてる訳ですよ、どこもですよ、就労されている方は。町が言う人材育成、スキルアップの為に全力を挙げていきたいというのは分かりますけれども、やっぱり平素、適切な判断が出来るとか、いろんな事を考えてそういった回答があられると思うんですけども、これからはそういった知的の方も、精神の方もいろんな障害を乗り越えて採用試験を受けるような形で行うということは私は必要じゃないかなと、平等と差別が無いこの世の中を作っていくには思う訳なんです。明石市では欠格条項不備を補う為の条例を制定しております。もちろん先程、言われましたように全国では少ないんですけども、もちろん。しかし、このような先進事例として、この欠格条項の例外条例っていうのを作って、誰でもが優しい町、庁舎内から優しい町を作る。そしてまた、庁舎内に笑顔あふれて、本当に職員もみんな優しくなってくるんですよ。それなりに。だから、やっぱりそういった配慮は必要かなというふうに思います。この明石市の泉市長が言われたんですけども、強いリーダーシップを発揮しているこの市長は、政策が出来ないのではなくって、お金が無いから全てが出来ないのではないと。やはりそれなりにしっかりした実行力と決断力と工夫があれば出来るんだというふうに、この泉市長はおっしゃってました。その辺り、町長、この強いリーダーシップを図っていただく為にも総合的な施策を踏まえ、今後の決断力をお聞かせください。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

実際、長と庁舎の中でも働いていただいております。いろいろお話を聞きますけども、庁舎内ではうまく皆さんと一緒にやっているとこのように伺っております。そういった意味でも今後とも差別解消法と就労と、そしてまた合理的配慮という様な事が重要な事だと思っておりますので、その辺り心して私ども当たっていききたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

合理的配慮、優しい長与町の福祉のまちづくりに向けて、町長、一生懸命リーダーシップを図っていただいて、頑張っていたきたいと思いますので、お願いいたします。

これで、質問を終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で15時30分まで休憩します。

（休憩 15時14分～15時30分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順10、中村美穂議員の①町道及び公園の維持管理について、②長与南小学校給食共同調理場の職場環境についての質問を同時に許します。

2番中村美穂議員。

○2番（中村美穂議員）

皆さんこんにちは。本日最後の質問者になりました。どうぞよろしくお願いいたします。それでは大きく2つ私は質問をさせていただきますが、①町道及び公園の維持管理について。町道及び公園の維持管理について修繕、舗装等、限られた予算の中で維持されていると思いますが、その中で除草作業や樹木の剪定作業等、次の点についてお伺いします。（1）町道及び公園の除草作業は年に何回行われていますか。（2）町内の管理している公園の数は何か所ありますか。（3）除草作業や剪定作業の業務委託契約はどのようなになっていますか。

2つ目の質問は、長与南小学校給食共同調理場の職場環境について。今年の夏も猛暑で、給食の調理は厳しい職場環境の中行われ、熱中症になられた人が何人も出たと聞いております。29年第1回定例会で長与南小学校共同調理場の職場環境について質問をしましたが、職場環境の改善について実際にどのように改善されたのか、また、これから計画されていることがあるのか、次の点についてお伺いします。（1）冷水器の設置など環境が改善された内容について（2）給食調理員の処遇改善について（3）給食調理員の人員配置について、以上質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、今日最後の質問者であります中村議員の御質問でございます。町道及び公園の維持管理についてという御質問でございました。2番目の御質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方から1番目の御質問についてお答えをいたします。また1番目1点目の町道及び公園の除草作業は年に何回かについて、そして2点目の町内の管理している公園の数はいくらになっているかという御質問につきましては、関連がございますので併せてお答えをさせていただきます。町道に

つきましてはツツジ等を植えている植樹帯の除草剪定、これを年に2回行っております。道路法面の除草も随時行っておるところであります。また公園につきましても除草業務の委託をシルバー人材センターに年間で委託をしております、1年のうち2回の除草を行っておりますけれども、公園の場合は特に94か所ということでございますので、除草作業前に各公園の草の状態を確認をいたしまして順次除草を行っている、そういうところでございます。次に3点目の除草作業や剪定作業の業務委託契約での御質問でございます。町道につきましては、除草及び剪定作業を路線ごとに随時委託契約を締結しております。また、公園につきましては剪定作業を公園ごとに随時委託契約を締結しております、除草作業はシルバー人材センターと年間委託契約を締結し、1年を通じて除草作業を行っておるところであります。私の方からは以上でございます。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では2点目の長与南小共同給食調理場の職場環境についての1点目です。冷水器の設置等、環境改善された内容についてということでお答えいたします。長与南小学校共同給食調理場の環境改善につきましてですが、平成27年度は炊飯システム取替工事を行うとともに冷凍冷蔵庫を設置いたしました。平成28年度には消毒保管庫、平成29年度にはスチームコンベクションオーブンと冷水器を設置、それと給湯器取替工事等を行っております。調理場の環境につきましては学校給食衛生管理基準に基づき、保健所や食品衛生協会の指導を受け、予算の範囲内で改善を進めてるところでございますが、給食の供給に支障をきたす調理器具の交換を優先して行っております。またマンパワーの活用により無理のない作業工程をすることで、熱中症対策等を行っていきたくて考えております。2点目の給食調理員の処遇改善につきましてお答えいたします。給食調理員につきましては現在、公共施設等管理公社へ委託しており、調理員の待遇改善等に向けて公共施設等管理公社に要望しております。3点目の給食調理員の人員配置についての御質問ですが、現在、長与南小学校給食共同調理場の調理員は正規職員16名、臨時職員6名の22名を配置しております。年々給食調理数は減っておりますが、アレルギー対応等による調理員の負担増に対応し人数については減らさず、予算の範囲内で増員での配置を公共施設等管理公社へお願いしているところでございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

それでは、再質問に入らせていただきます。まず、町道及び公園の除草作業は町道については随時、公園については年2回ほど行われているとお聞きしましたけれども、草というのが結構春から秋にかけて伸びるものではないかと思えます。除草作業等は年間を通して順番に行っているということなんでしょうか、お尋ねします。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。除草作業、まず公園につきましては年間を委託をしておりますので、もう4月からすぐ入りまして9月までが第1期で10月から第2期になりますが、2回行っております。その時には当然、先ほど答弁にありましたとおり、草の生え具合こちらの方を把握いたしまして生えているところから順次というところがございます。町道につきましては随時というところがございますが、うち町道の作業員もおりますので、できるだけ作業員の方で対応いたしまして、できない所につきましては、随時契約をしながら進めているところがございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

順番に行っている中で、町民一斉清掃の前などになると自治会からの要望もかなり多く寄せられると聞いておりますが、現状はいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。議員御指摘のとおり6月に一斉清掃がございますので、その前に1回公園の方を清掃して下さいということで御要望はございます。随時出来る所からやっておりますが、当然シルバーもなかなか手が回りませんので、これにつきましては町道の作業員、それと中尾城公園に作業員がおりますので、こちらの方も随時応援をお願いをしてやっておるところでございます。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

その中では単に町民一斉清掃の前だからということではなくて、恐らく自治会では対応できない場所、高い場所等危険な所は町で対応すべきだと考えておりますけれども、その要望についての対応、現状はやはりシルバー人材センターの除草作業に従事されている方の人数とお仕事の量というのは、そこだけ膨大に増える訳ですから、先ほど御答弁をいただきましたけれども、中尾城公園の作業員の方なども臨時で応援に行っていたら、中尾城公園の作業員の方は大体随時何名いらっしゃるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。中尾城公園の方に現在3人おりまして、ただ中尾城公園の作業も

ございますので、1名は中尾城公園に2名はそちらの応援にということで、現在法面の除草作業の方に当たっていただいているということでございます。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

分かりました。3名いらっしゃって、中尾城公園も非常に広くございますので、恐らく全員がということは難しいかと思ってるんですけど、先ほどお伺いしました町長の御答弁によりますと、町で管理している公園の数が94か所、かなり多いのではないかな、大小様々大きな公園から街区公園、町内自治会内の公園等もあるかと思えます。この除草作業と樹木の剪定は、先ほど回答で除草作業2回ということでお伺いしたんで、それも合わせて同時にするというので2回という認識でよろしいのでしょうか。それとも例えば要望がなかったにせよ、随時見に行かれてあまりにもひどいという所があれば、除草作業とは別に例えば剪定作業というのがあるのでしょうか。お伺いします。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。除草は2回行ってますが、剪定につきましては、公園につきましては問題がある所だけ剪定を行っております。あと町道につきましては街路樹が道路にございますから、こちらの方は年2回剪定をしているというところでございます。

以上です。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

分かりました。町道のツツジ等はいろいろ歩行等障害があつてはいけないから随時管理をされているということで理解しております。この樹木の剪定というのは剪定の時期がそれぞれあるのではないかなと。特にその大きな中尾城公園とか、そういったところのたくさん樹木の剪定があるのではないかと思うんですけど、時期を間違えると花が咲かないというのは大げさな言い方でございますが、やはりその時期、集中する時期というのがあるかと思えます。先ほどは除草作業と町民一斉清掃の前という要望の時には応援という形で行かれているとお伺いしましたが、逆にどうしてもその3人の作業員でその日数その時期難しいというような場合には、どのように対応されてるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

中尾城公園につきましては、今現在3人作業員がおります。こちらの方で随時3人の中で剪定も全て行っておるところでございますが、ただ人数がちょっと足りないねとい

う所につきましては、シルバー人材センターの方をお願いをしまして、作業員の方を増やしていただく、そういうふうな契約をいたしておるところでございます。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

了解いたしました。では次に総合運動公園についてお伺いをさせていただきたいと思っております。総合運動公園は陸上競技の大会なども行われており、本町のみならず町外からもたくさんの方が利用されていると思います。その選手が走るトラックの周りから、先日町民ソフトボールもありましたが、やはり草は生えてくるものですから完全にとというのは難しいかと思うんですけれども、せめてそういった町内外から、町民ソフトボールは町内の行事でございますけれども、そういう大会、子ども達の大会等行われる前にはもう少し手を入れて管理をされるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

総合公園でございますが、現在シルバー人材センターより3名の方を派遣していただきまして、毎日清掃なり、除草作業なり公園内をしていただいておりますけれども、うちの方が管理しとるのが、総合公園、ふれあい広場、シーサイドパーク、それと天満公園という形のかかなり広いスペースで、3名の方で除草作業等していただいておりますけれども、今議員おっしゃるように、この間の町民ソフトボール大会に合わせてふれあい広場を整備する、今度は町民運動会に合わせてグラウンドを整備するという形で、ある程度その大会大会に応じてある程度作業員も計画を立ててやっているところなんですけれども、なかなか今おっしゃるように、いつもその大会に合わせて、全ての大会に合わせてとなかなか難しいのが現状でございます。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

私も草が生えてくる、これは追いかけてこのような形で抜いても抜いてもというのはもう分かっているところで、何か大変心苦しく思うんですけれども、やはり町民の方からそういったお声をいただきました。行政の母体が違うといえば長崎市とか大きな自治体になりますので、長崎市や諫早市に行った時にはそういう所は見受けられない気がしますけれども、ちょっとそういう所が町民としてもう少し手を入れていただければという声をいただいたものですから、お伺いをさせていただきました。でもそのように陸上の大会等に合わせたというのももちろん無理なことではございますけれども、大体大会というのは春とか秋ぐらいまでずっといろんな大会が行われるのではないかと思いますので、なかなか少ない人数の中でしていただいているということは承知をいたしました。

限られた財政の中で、除草作業また剪定作業を行うのはもう大変なことだと思われま。住民の方の中には町に除草作業を依頼すると、役場の職員が作業に来てくれるというふうに作業に対して経費が別に掛かると思われない方も実際にはたくさんいらっしゃいます。現在も自治会や老人クラブの方が自発的に除草作業や、もちろん切っていい所の剪定作業、そういったこともされております。マンパワーの活用として保健環境連合会や老人クラブ連合会の会合などで、今一度、無理な協力依頼ではなくて、そういう住民一体となって町をきれいにするということで協力依頼をされたらよろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

マンパワーの活用ということでございますが、町民一斉清掃の際はふれあい広場と総合公園、そういうグラウンド関係は体育協会の加盟団体の皆さんが、その日に集まっていたいて清掃作業等をしていただいているところでございます。感謝しているところでございます。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

団体の方々も、今もしていただいているというようなことではございますが、私が言いたかったのはそれに加えて保環連の総会等も年に2回ありますし、何回あられるか分からないんですけれども長与町老連の会合等もございますので、地域にはまだまだお元気で、もうそういうことだったらお金が掛かるんだったら自分達でやろうかという声を出していただく方が非常にたくさん多くございます。これは自分の自治会だけの話ではなくて、よその自治会長からもそういったお話を聞いております。ですので無理な協力依頼ではなく、協力をしていただけないでしょうかというようなことは私はしてもよろしいのではないかと、先ほど提案をさせていただきました。

町道や公園の管理は今後も適正に行われるべきだと考えますし、公園というのは人が利用しないと荒れていくのではないかと思います。長与町の定住促進の観点からも今後は、人手が足りない状況にあるということももちろん分かっておりますけれども、そういうマンパワーの活用や契約も随意プラスしてということも考えながら、できれば子ども達が夏休みに入る前に、常に公園、町道について管理をされていると思いますが、状況によってより過ごしやすい、また高齢者の方も憩えるような公園の環境を整えられることを要望して、次の質問に移らせていただきます。

私は、長与南小学校の給食共同調理場の職場環境については3月議会で質問をし、現在、答弁された内容について改善されたところをお聞きしましたけれども、冷水器の設置について、私は場内に設置されればより利用しやすかったのではないかと思います、

場内に設置できなかった理由をお聞かせください。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

冷水器の設置の件ですけれども、当初場内の方に設置をするように進めておりましたが、保健所の方に確認をしたところ、飲食に関することは調理場内に置くべきではないということで指摘がありましたので、会議室の方に設置をさせていただきました。

以上です。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

保健所から望ましくないということで、当初は場内ということだったということで理解しますが、冷水器の水を飲むというのが通常の飲食に当たるというふうになかなか私としては考えにくい、そして何で冷水器をつけていただいたのかと、もちろん熱中症予防で、私も中に行った訳ではないのですが、調理員の方のお話を聞くと、それ専用の長靴とか手洗い等もきれいにされて1回出るとまたその繰り返しである。非常に業務状況の中で喉が乾いて乾いてたまらない限界に達しているというところで、場内にあればちょっと持ち場を離れて一声掛けてということができるとかなと思ったんですけど、保健所からの指摘ですので。でも逆にとれば、望ましくないということはだめではないですよ。言葉の取り方だと思うんですけど、そこは今一度そういう思いを協議された上で、やはり場内に設置は望ましくないということでしょうか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

今おっしゃるように熱中症対策ということで場内に給水器を設置したいという考えの元に購入させていただきました。設置の段階でまたそういう今御説明差し上げたように、保健所の関係であまり良くないようだとだめだよというようなお話を聞いて、私も議員おっしゃるように飲食に当たるのかなという考えはありましたけども、やはり保健所が言うこととございますのでそれは従うことかということになりまして、あとは調理員の皆様にお聞きして事務所の方に設置してもよろしいんですか、後々使い勝手悪くて、であれば違う方法も考えてもいいんじゃないですかと、購入する前にそれでいいですかということをお聞きした挙句にそちらでも結構ですよということのお話を伺ったものですから、事務所の方に設置をさせていただいた経緯がございます。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

分かりました。冷水器が設置されたことによって、1日3回以上は飲んで、皆さん利用されている、非常に喜ばれているという声を聞いておりますので、設置場所はそういった事情があられたということですが、1つ改善されたのではないかと捉えさせていただきたいと思っております。それから先ほど御答弁にはなかったんですけど、3月議会の時にスポットクーラー等についても伺いをしたんですが、取替等ではなくて改良がされたのかどうかということをお伺いをしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

取替をする予算というのが当初予算の方についておりませんでしたので、室外機については修繕を行ってみました、今のところ特段ものすごく冷えるというようなことは聞いておりません。それと1台なんですけれども小さい据置型のスポットクーラーについては購入をしております。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

スポットクーラーについては先ほどの改良の分、あまり効果がちょっと残念ながら、なかなか取り替える予算はもちろん計上されていなかった訳ですから難しいということに理解したいと思いますけれども、全体を冷やすクーラーを入れるというのはもちろん無理なことは十分承知をしておりますけれども、先ほど答弁で炊飯ラインですか、そういったものをこの数年いろいろずっと調理器具の更新等されているとお伺いしましたが、お米が炊き上がった時に、これも全て聞いた話で非常に申し訳ない、私も本当見に行きたいところですけど米飯ラインはお米が炊き上がった時にはもうすごい熱量が発生する。またフライヤー、揚げ物をする所の熱量というのは、とてもいられたものじゃないと、表現が良くないかもしれませんが、なかなかそこで従事するのは非常に大変なものであるというふうにお伺いをいたしました。クーラーのことは全体的な費用として私個人も難しいのではないかと思います、新たに熱というか蒸気等を逃がす方法として換気扇の設置とか、そういったことはお考えにはなられてないのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

いろいろ、調理員の皆さんと話をする機会を設けさせていただきまして、調理員の御要望というものをものすごくいろいろお聞きして、お叱りも受けたんですけども、やはりいろいろな設備等の改善していくという中に、どうしても予算の関係でなかなか御要望に答えられないことがものすごくあったんで、いろんなお話をお聞きしてる中で、や

はり私どもが1番に、調理員も望んでるいろんな御要望の中で、まずは1番最初にしなくちゃいけないなと思ったのが、やはりマンパワーの活用だと思ったんです。いろんな熱中症対策にしても、器具で対応するよりも、やはり人間の数が多ければそれだけ余裕ができて、事務所の方まで給水にも行けるし、ちょっと交代で休めるというようなことも出来ますので、まずは1番、私どもがやらなくちゃいけないなというのをお話を聞きする中で思ったのが、やはりマンパワーだと考えております。だから、今後はいろいろ御質問の中にもありましたけども、共同調理場にしても人数を多くして快適な工程ができるようなシステムで、やっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

人員配置については、後ほどお伺いしようかと思っていたんですけれど、今力強いマンパワーの活用ということでお伺いしましたけれど、ちょっと職場環境のところでもう少しお聞きしたいことがございますので戻らせていただきたいと思いますと思うんですが、今年度スチームコンベクションオープンの取替がされたと先ほど御答弁をいただきました。

取替は当然夏休みにされていると思われましょけれど、1学期の途中から今まで使っていたオープンが完全に壊れてしまって焼くという作業が出来なくなりましたと聞きました。実際このスチームコンベクションオープンを1台納入していただきましたけれども、実際の作業場は1台はなかなか、これは教育委員会の方はお分かりになってることかと思うんですけど、作業が1台では賄えないのであと1台入れていただきたい、金額が高額ですけど、いただきたいということなんです、この件についてはどのような対応をされる予定でしょうか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

29年度当初予算で600万計上をさせていただきました、夏休みに1台取替させていただきましたけども、現在2台あって調理をしていただいておりますけども、2台いっぺんにはなかなか予算的な措置ができなくて、今年度1台だけを替えさせていただきました、来年度振興計画の方でも協議をさせていただいて、来年にもう1台の入替を今のところ計画しておりますので、一応30年度には予算計上させていただきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

了解いたしました。ぜひ来年度の予算要求、今からまだ早いでしょうけれども、その予算要求の計画ということで、ぜひもう1台入れていただきたいと思っております。

3月議会の調理員の作業着を熱中症の対策として涼しいものに検討をしたいと思いません。これはしますということではなかったんですけども、検討されるとお聞きをいたしました。実際には金額が高かったために、今まで通りのものの支給になられたと聞いております。今年度はそれで、もちろん支給をされた訳ですから、今後についてはどのような対応をされるか、お伺いします。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

今まで調理員の作業着については、最初に4枚配付ということで、着れなくなった場合にしか購入をしておりませんでした。それを今回洗い替えが必要だということでお話を伺いして、2枚正職員の方には支給をさせていただいております。メッシュの少し涼しい作業着につきましても調理員達とお話を今後させていただいて、どういうのが実際に必要であるのかと、あと予算を計算をいたしまして、来年度の予算の方に計上していきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

分かりました。調理員の方にお伺いすると、夏の時期はもう午前中の調理をする作業で汗がひどく掻いて午後から着替えると聞きました。私の中では1日で着替えるという感覚がなかったものですから、それは大変だなと思いますので、そういうふう今まで支給がなかったものが支給されたということは非常に良かったかなと思いますが、今後についてもぜひ来年度、涼しいものを供給していただければと思っております。

次に給食調理員の処遇改善についてお伺いしますが、もちろん、これは管理公社の職員でありますから、私がどこまで質問をしてよろしいのかということは重々承知をしておりますので、答えの中には教育委員会の方からも管理公社に要望という形で、もちろんそういう形しかとれないことは理解しておりますけれども、給食調理というきつい仕事の中でも給与面で反映されれば働く方も納得というか、より頑張れる、いろんな声を聞く中で皆さんは苦情を言ってるわけじゃなくて、15年来からの要望、年に1回要望するけれど、もちろん簡単に変えられないところがあるということは聞いていますけれども、なかなかその給与に対して、それでもこの数年で昇給がなかったものが昇給があるようになってきたとか、私の中では1つ改善の一步と捉えておりますけれども、お聞きする中で共同調理場の職員の仕事は一人前になる前に3年掛かる。それ程いろいろ覚えることもたくさんあって大変であるというようにお聞きしました。単独校の給食調理に比べてハードであると聞いております。そういった観点からも、例えば給食調理場に特化してという言い方はおかしいかもしれませんが、単独校よりもものすごくハードであるということであれば、センター手当とかそういったような手当を1

つのプラスの金額として要望するようなことはできないのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

今議員おっしゃるように、共同調理場と単独校の調理場では、やはり量的なことは人数で割れば同じように見えるんですけども、やはり共同調理場になると1か所でまず最初に小学校の分を作る。次に中学校の分を3校分作るというタイムスケジュール的なものがものすごくハードな面がありまして、やはり単独校と共同調理場では、ちょっときつい面があるかな、人数で割れない部分があるのかなというのは、いろいろなお話をお聞きしてることで重々理解をしております。ただ、今おっしゃる共同調理場に関しての手当云々ということになりますと、それはもう先ほどの予算と全然違う話になりますので、それはやります、こうしますということはなかなか申し上げられませんが、いろんな調理員とのお話をお聞きした関係で9月4日に賃金検討委員会を、まず、こういう話がある、こういう厳しい環境にあるということを理事の方にお話しして、今後の賃金をどう持ってきたらいいのかとか、そういうものの検討を始めさせていただいたところでございます。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

分かりました。そういう検討委員会が実際にすぐ開かれたというのはすごく前向きな対応であるのではないかと感じて評価したいと思っております。

昨年から熱中症や作業中の怪我が増えてきたと聞いております。もちろんこの数年の夏の暑さがひどくなっていることも要因で、なかなかその職場環境、温度、調理中に暑い中というものは、これはそういうことが要因でもあるかと思いましたが、先ほど次長に答弁をいただきましたけれど、正規職員、パートも含めて2年ぐらい前の感覚と今と、その人数的には充足をされてるのかもしれないんですけど、例えば人の入替わり、ベテランの方が例えば退職されたりとかパートになられたりとか、パートになられておられればいいんですけど、そういうような形で人数的には一緒かもしれないけれども、やはり新人指導中ということと、またその現場のお話では、なかなか休みもぎりぎりのところでやってるから、休みを取ることも難しいと。と言うのも2年ぐらい前は替わりに入るパートの数がもうちょっと多かったようなことを伺っております。この人材の不足が大きな要因だと考えますが、今後について、人材の確保についての取組をお聞かせください。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

先ほどからやはり調理場にマンパワーを充実していきたいということで考えておりますし、管理公社の方でも今現在、共同調理場1名、正社員の方が増えております。その後には正社員の方がやっぱり休んだりなんかすることも考えると、どうしてもパートというのが必要になってまいりますので、今再度学校の回覧の中に、もう一度夏休み前にも1回回していただいたのですが、パートの募集案内を再度、今月中には回してパートの確保を今のうちにしてまいりたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

ぜひ回覧というか、その人材確保に向けてお願いしたいと思っております。私はこの調理場の件について、調理員の方々から実際に夏の給食を作っている時間に現場を見に来てもらいたいと何度も言われました。当然私1人でそういった現場に赴くことはできませんし、もちろん町長初め教育委員会の方も作業中、検便をしなければ入れないというのがありますけれども、作業中の忙しい時に現場を見に行くのは、それはもう仕事を邪魔するというので、そういった配慮の中、午後終わってからとか見に行かれています。教育委員会の方々も今年も見に何度も行かれたと思うのですが、本人達が言うには、実際作っているあの熱気の中の状況をやっぱり分かってもらいたいというような声でした。暑さ対策に高額な予算が付けられないということも私も分かっておりますし、皆さんもそこは承知をしております。しかしながら、アレルギー対応や細心の注意を払いながら給食は子ども達のために作り続けていただかなければなりません。今後、来年度にも引き続き職場環境の改善を求めますけれども、ここで町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、議員がおっしゃったように、私がお伺いさせていただいた時はオフの時だったので、非常に暑い時は作業されてる姿を見てないんですけど、でも実際現場でお話をお伺いしていると御苦労もすごく分かります。いわゆる器具も新しいのに替えていただきたいとか、汗が出るんで扇風機もちょっとどうにかして欲しいとか、個々の話も随分出ましたので、今、全体的に流れとしたら、管理公社を含めて教育委員会の方でもその辺りをどうしたら一歩進めていけるのかという形で、取組が始まっているようでございますので、私もそれを見守って、良い環境にできるように、そういう形で取組めるような形になることを私も望んでおりますので、ぜひ検討していきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

ぜひ町長も、直接こういったお願いをする場は一般質問の場所でございますので、ぜひ前向きに職場環境等の改善について町の方も一体となってお願いしたいと思っております。異物混入とかそういったことが長与町はないですね。ないのが当たり前じゃないと思うんです。これは今までずっとまじめにやってきて全然異物混入とかなかったとしても、ある日ポッと異物混入でも大きく新聞に取り上げられたりしますよね。今までの皆さんの苦労が水の泡にならないように、また子ども達がアレルギー対応ということで、粉、小麦粉とか飛んだらいけないから、自分達も暑いとはおっしゃるけれど、そういったことの、そっちが大事、子どもの命が大事ということを皆さん本当に考えて真摯に働かれています。給食調理員も別に資格があるわけではないですけど、専門職のような、半ばですね。そして、その私もこういういろいろずっとお話を伺う中で、こんなあるんですよと言うけれど、それでもやっぱりその職場に対する思いと愛着と言いましょうか、その仕事に対するまじめな、何日後の給食の献立はこうだったよね、だからああいう風にね、何とかともうすぐ言葉が出るんです。だから、そういうように常日頃ずっとその仕事に、仕事がお休みの日でも向き合っている考えを持たれた方々がたくさん働いていらっしゃいます。ですので、これからできることから1つずつ職場環境の改善に努め、給食調理員のより一層の処遇の改善を要望し、もうマンパワーの、たくさん、よそから私も調理員になりたいと言うぐらいの職場環境を目指していただくことを要望して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（内村博法議員）

これにて、本日の日程は終了いたします。本日はこれで散会いたします。

お疲れ様でした。

（散会 16時15分）